

# 1 法人県民税等に関する調

## (1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定申告額		確定申告額		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	中間納付額の歳出還付額		現事業年度分確定額 ①+②-③+④+⑤+⑥+⑦	過事業年度分確定額	法人税割額 ⑧+⑨	均等割						合計 ⑩+⑪	うち当該年度に均等割に充当した利子割額 ⑫	⑬ 当該年度に発生した歳出還付額	⑭ うち利子割に係る額	⑮ の件数						
	事業年度数		税額			事業年度数	事業年度額	事業年度数	事業年度額		前年度に収入したものの	当該年度に収入したものの				納税義務者数											調定額					
	確定申告のあったもの	うち決定したもの	確定申告のないもの	うち決定したもの	確定申告のないもの											事業年度数	事業年度額	事業年度数	事業年度額	総数	資本金等の額							調定額				
																					五 十 億 円 超								十 億 円 超 五 十 億 円 以 下	一 億 円 超 十 億 円 以 下	一 千 万 円 超 一 億 円 以 下	左 記 以 外
普通法人	本店分	619		171,153		209	68,233	196	64,974		4,426	172,320	6,729	179,049	614	5	9	47	229	324	33,522	212,571										
	うち通算及び連結分	16		23,813		14	10,709	16	9,525		177	22,806	2,680	25,486	16	1	2	6	5	2	3,072	28,558										
	他本店分	3,074	1	534,225		1,590	207,593	1,666	210,904		28,453	565,989	12,014	578,003	3,045	467	283	548	908	839	736,480	1,314,483										
	うち通算及び連結分	281		99,785		219	52,416	283	66,324		10,003	123,696	4,302	127,998	279	116	48	61	28	26	154,621	282,619										
	県内法人	18,184	60	394,476	2	30	3,244	130,638	3,117	126,327		24,366	414,561	8,940	423,501	17,969	2	12	125	2,493	15,337	458,305	881,806									
	うち通算及び連結分	63		89,671		46	28,160	38	20,254		1,665	83,430	301	83,731	55		2	17	22	14	4,576	88,307										
	計	21,877	60	1,099,854	2	30	5,043	406,464	4,979	402,205		57,245	1,152,870	27,683	1,180,553	21,628	474	304	720	3,630	16,500	1,228,307	2,408,860			2,863						
	うち通算及び連結分	360		213,269		279	91,285	337	96,103		11,845	229,932	7,283	237,215	350	117	52	84	55	42	162,269	399,484			1,275							
	特別法人	742		32,244								32,244	111	32,355	737	14	18	51	162	492	46,138	78,493										
	うち通算及び連結分														1	1					800	800										
公益法人等	482		10,327								10,327	32	10,359	482	3					479	11,429	21,788										
寮等のみを有する法人														2				1	1	70	70											
人格なき社団等	219	1	209									209	16	225	219					219	4,613	4,838										
清算法人	266		9		7	13					13	9	17	26	101			2	4	95	3,231	3,257										
特定信託																																
法人課税信託																																
合計	23,586	61	1,142,643	2	30	5,050	406,477	4,979	402,205		57,258	1,195,659	27,859	1,223,518	23,169	491	322	773	3,797	17,786	1,293,788	2,517,306			2,863							
うち通算及び連結分	360		213,269		279	91,285	337	96,103		11,845	229,932	7,283	237,215	351	118	52	84	55	42	163,069	400,284			1,275								

- (注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書き、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書きした。「税額」欄についても同様である。
- 2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。
- 3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。
- 4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。
- 5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和4年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。
- 6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。
- 7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち通算及び連結分」の各欄には、**通算法人（法人税法第2条第1の7の2号に規定する通算法人をいう。）**及び連結申告法人（令和2年度改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各事業年度の法人税額及び連結事業年度の個別帰属法人税額（令和2年度改正前の法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書きした。この場合において「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記述した。
- 8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。
- 9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人										県 内 法 人				合 計	
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額
	法人 数	事業年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①	法人税 割 額 ②	法人数	事業年 度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ③	法人税割 額 ④	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①+③ ⑤	法人税割額 ②+④ ⑥						
電気供給業	5	5	21,373	453	10	10	135,659	2,476	157,032	2,929	141	142	104,937	1,726	261,969	4,655
ガス供給業											4	4	63,378	1,028	63,378	1,028
生命保険業					20	20	3,321,835	66,340	3,321,835	66,340					3,321,835	66,340
損害保険業					11	11	1,549,994	28,423	1,549,994	28,423					1,549,994	28,423
少額短期保険業																
貿易保険業																
倉庫業	3	3	46,107	1,183	4	4	2,953	54	49,060	1,237	25	26	247,985	4,726	297,045	5,963
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	3,541	95	3,541	95	3	3	10,190	275	13,731	370
銀行業	2	2	852,773	17,957	11	11	2,271,032	50,622	3,123,805	68,579					3,123,805	68,579
証券業	1	1			3	3	73,385	764	73,385	764	4	4	355	4	73,740	768
製造業	17	17	2,419,978	43,471	332	334	5,916,212	120,290	8,336,190	163,761	23	23	1,782,056	33,141	10,118,246	196,902
	74	74	837,617	15,025	259	259	833,295	16,290	1,670,912	31,315	1,374	1,388	3,372,380	34,113	5,043,292	65,428
建設業	4	4	27,240	469	153	153	2,425,379	42,093	2,452,619	42,562	4	4	59,222	479	2,511,841	43,041
	90	91	690,612	13,221	160	160	397,793	7,152	1,088,405	20,373	4,134	4,163	7,510,468	100,996	8,598,873	121,369
運輸・通信業	3	3	32,409	763	54	55	907,838	19,218	940,247	19,981	5	5	270,913	1,537	1,211,160	21,518
	36	37	167,079	3,559	110	111	247,041	4,387	414,120	7,946	660	663	747,653	8,894	1,161,773	16,840
卸売・小売業、飲食店業	16	16	1,446,747	25,337	340	342	4,347,403	78,622	5,794,150	103,959	13	13	192,417	2,235	5,986,567	106,194
	165	165	1,656,363	29,707	611	615	1,412,856	27,287	3,069,219	56,994	4,817	4,859	4,115,662	57,177	7,184,881	114,171
その他の金融・保険業					24	24	280,909	5,711	280,909	5,711	4	4	59,130	486	340,039	6,197
	2	2	22,779	538	30	30	29,942	542	52,721	1,080	273	275	202,359	3,261	255,080	4,341
不動産業					26	26	416,369	9,254	416,369	9,254	6	6	35,755	682	452,124	9,936
	19	19	150,199	2,705	28	28	67,961	1,005	218,160	3,710	1,362	1,368	891,495	10,047	1,109,655	13,757
サービス業	7	7	539,831	10,432	222	224	2,336,022	43,779	2,875,853	54,211	29	29	1,090,547	8,690	3,966,400	62,901
	153	155	746,522	13,142	589	590	1,583,563	30,355	2,330,085	43,497	4,333	4,367	5,534,931	82,451	7,865,016	125,948
上記以外の事業	1	1	62,983	567	11	11	129,420	2,656	192,403	3,223	2	2	199,356	3,869	391,759	7,092
	16	16	35,811	520	21	21	51,228	774	87,039	1,294	811	818	1,697,856	17,996	1,784,895	19,290
合 計	615	619	9,756,423	179,049	3,061	3,074	29,988,499	578,003	39,744,922	757,052	18,040	18,184	31,708,901	423,501	71,453,823	1,180,553

- (注) 1 令和4年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあつては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。  
2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和4年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。  
3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和4年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。  
4 「法人税割額」欄には、令和4年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。  
5 業種等の区分にあつては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区分 資本金別	法人数	うち通算及び連結分	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出法人税割額 ①	県民税の特 定寄附金 税額控除額 ②	税額控除 超過額 相当額の 加算額 ③	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理に 基づく控除額 ⑥	利子割額 の控除額 ⑦	租税条約 の実施に 係る控除額 ⑧	差引 法人税割額		うち超過 課税 相当額	うち 通算及び 連結分
			①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧	①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧												
300万円未満	3,254	1	千円 1,281,666	千円 509	千円 20,392	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 20,392	千円 5	千円 4,659	
300万円以上1,000万円未満	9,596	2	4,450,298	1,929	54,964	12							54,952	189	10,617	75
1,000万円	2,941	11	3,712,313	74,062	64,657	24		6					64,627	1,660	21,116	563
1,000万円超5,000万円未満	2,366	18	11,182,872	1,008,340	195,479	411		125					194,943	22,543	75,097	9,902
5,000万円以上1億円未満	392	15	4,101,921	464,739	107,628	1,516		1					106,111	11,000	45,374	4,860
1億円	77	6	2,335,981	954,206	108,845	306		9	10				108,520	17,204	47,998	7,646
1億円超10億円未満	66	15	6,511,259	3,881,202	162,581	486		147					161,948	73,730	71,977	32,769
10億円					11,313	1		4					11,308	3,903	5,026	1,735
10億円超50億円未満	9	2	3,590,913	1,552,028	84,607	138		37					84,432	12,934	37,526	5,748
50億円					2,240	10							2,230	460	991	205
50億円超100億円未満					49,846	300		226					49,320	708	21,920	315
100億円以上	3	1	1,924,996		216,776	169		740					215,867	48,761	95,367	21,672
保険業法に規定する相互会社					25,209	5							25,204	20,172	11,202	8,965
<b>合計</b>	<b>18,704</b>	<b>71</b>	<b>39,092,219</b>	<b>7,937,015</b>	<b>1,104,537</b>	<b>3,378</b>		<b>1,295</b>	<b>10</b>				<b>1,099,854</b>	<b>213,269</b>	<b>448,870</b>	<b>94,455</b>
内 県内法人	18,096	55	25,500,325	5,006,861	394,641	164		1					394,476	89,671		
訳 分割法人	608	16	13,591,894	2,930,154	709,896	3,214		1,294	10				705,378	123,598		

- (注) 1 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。  
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
8 「県民税の特  
定寄附金  
税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。  
10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。  
11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。  
12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。  
13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。  
15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

区分 資本金別	法人数	うち通算及び連結分	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		算出法人税割額 ①	県民税の特 定寄附金 税額控除額 ②	税額控除 超過額 相当額の 加算額 ③	外国関係会社等に 係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理に 基づく 控除額 ⑥	利子割 額の 控除額 ⑦	租税条約 の実施に 係る 控除額 ⑧	差引 法人税割額		うち超過 課税 相当額	うち 通算及び 連結分
			①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧	①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧												
300万円未満	4,212	1	千円 1,931,711	千円 509	千円 31,392	千円	千円	千円	千円 19	千円	千円	千円	千円 31,373	千円 5	千円 8,907	
300万円以上1,000万円未満	9,771	2	4,496,083	1,929	55,506	12							55,494	189	10,705	75
1,000万円	2,949	11	3,713,899	74,062	64,660	24			6				64,630	1,660	21,116	563
1,000万円超5,000万円未満	2,504	18	11,265,954	1,008,340	196,568	411			125				196,032	22,543	75,376	9,902
5,000万円以上1億円未満	421	15	4,183,598	464,739	108,685	1,516			1				107,168	11,000	45,724	4,860
1億円	78	6	2,400,863	954,206	108,844	306			10	10			108,518	17,204	47,998	7,646
1億円超10億円未満	113	15	6,690,062	3,881,202	166,442	486			147				165,809	73,730	73,693	32,769
10億円					11,313				4				11,309	3,903	5,026	1,735
10億円超50億円未満	15	2	3,791,726	1,552,028	88,302	138			37				88,127	12,934	39,168	5,748
50億円					2,240	10							2,230	460	991	205
50億円超100億円未満	4		5,957		52,182	300			226				51,656	708	22,958	315
100億円以上	3	1	1,924,996		237,216	170			1,962				235,084	48,761	105,516	21,672
保険業法に規定する相互会社					25,209	5							25,204	20,172	11,202	8,965
<b>合計</b>	<b>20,070</b>	<b>71</b>	<b>40,404,849</b>	<b>7,937,015</b>	<b>1,148,559</b>	<b>3,378</b>			<b>2,537</b>	<b>10</b>			<b>1,142,634</b>	<b>213,269</b>	<b>468,380</b>	<b>94,455</b>
内 県内法人	19,448	55	26,703,647	5,006,861	413,086	163			1				412,922	89,671		
訳 分割法人	622	16	13,701,202	2,930,154	735,473	3,215			2,536	10			729,712	123,598		

- (注) 1 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。  
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
8 「県民税の特  
定寄附金  
税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。  
10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。  
11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。  
12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。  
13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。  
15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類	税 額	課税支払額	非課税額	左非の居係 う住る ち者額	納申 告書 入数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	17	358		
	銀行預金利子	21,816	458,426	41,112	3
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	13,289	273,302	49,719	1
	勤務先預金等の利子	51,743	1,035,467	1,019	
	合同運用信託の収益の分配				
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配				
	郵便貯金利子	1	33		
	国外一般公社債等の利子等				
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	921	18,417	106	
	私運の 募用収 投資益 公資の 社信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,376	47,773		
	定期積金の給付補てん金	334	7,262		
	掛金の給付補てん金				
	抵当証券の利息				
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益				
	外貨建預貯金等の為替差益				
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	1,060	21,205		
小 計	3,770	76,240	16		
そ の 他					
合 計	<b>91,557</b>	<b>6</b>	<b>91,972</b>	<b>4</b>	<b>3,781</b>

- (注) 1 令和4年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。  
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。  
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	187
信 用 金 庫 等	7	97
農 林 中 央 金 庫 等	15	80
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	51	52
<b>合 計</b>	<b>130</b>	<b>502</b>

- (注) 1 令和5年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	182,233	3,121,285		322,645,064	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	7,819	154,281		47,375,085	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	2,493	48,816		338,709	
源泉徴収選択口座内配当等	348,879	7,319,687	399,068	1,776,466	
合 計	541,424	10,644,069	399,068	372,135,324	6,406

- (注) 1 令和4年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	361,987	7,256,826	3,079,886	6	268

- (注) 1 令和4年度に調定したものについて記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。  
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

## 2 個人事業税に関する調

### (1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所得税 課税者	所得税 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	637	36	673	3,693,911	138,474	3,832,385	1,930,201	1,902,184
保険業								
金銭貸付業	1		1	4,376		4,376	2,900	1,476
物品貸付業	14	1	15	84,911	5,491	90,402	43,500	46,902
不動産貸付業	1,442	17	1,459	9,591,743	56,574	9,648,317	4,196,549	5,451,768
製造業	422	35	457	2,259,395	128,394	2,387,789	1,314,188	1,073,601
電気供給業	16		16	66,794		66,794	46,400	20,394
土石採取業								
電気通信事業								
運送業	109	4	113	518,122	15,640	533,762	325,284	208,478
運送取扱業								
船舶ていけい場業								
倉庫業								
駐車場業	12		12	57,858		57,858	34,800	23,058
請負業	1,382	81	1,463	8,072,821	311,201	8,384,022	4,218,540	4,165,482
印刷業	2	1	3	14,975	3,268	18,243	8,700	9,543
出版業	1		1	3,403		3,403	2,900	503
写真業	7	3	10	35,265	10,656	45,921	29,000	16,921
席貸業								
旅館業	22	2	24	100,797	8,168	108,965	69,600	39,365
料理店業	23	1	24	117,765	3,666	121,431	67,425	54,006
飲食店業	150	7	157	722,024	30,632	752,656	449,501	303,155
周旋業	14		14	103,314		103,314	40,600	62,714
代理業	61	8	69	300,057	29,485	329,542	198,893	130,649
仲立業	8	1	9	74,564	3,417	77,981	24,409	53,572

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所得税 課税者	所得税 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
問屋業	2		2	10,846		10,846	5,800	5,046
両替業								
公衆浴場業	2		2	14,153		14,153	5,800	8,353
演劇興行業								
遊技場業	6		6	30,612		30,612	17,400	13,212
遊覧所業								
商品取引業	1		1	6,929		6,929	2,900	4,029
不動産売買業	5		5	26,464		26,464	14,500	11,964
広告業	6		6	39,973		39,973	17,400	22,573
興信所業								
案内業	4		4	31,770		31,770	11,600	20,170
冠婚葬祭業	5		5	41,431		41,431	14,500	26,931
<b>合 計</b>	<b>4,354</b>	<b>197</b>	<b>4,551</b>	<b>26,024,273</b>	<b>745,066</b>	<b>26,769,339</b>	<b>13,093,290</b>	<b>13,676,049</b>

### (2) 第二種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所得税 課税者	所得税 失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
畜産業	6		6	80,891		80,891	17,400	63,491
水産業	3		3	18,725		18,725	8,700	10,025
薪炭製造業								
<b>合 計</b>	<b>9</b>		<b>9</b>	<b>99,616</b>		<b>99,616</b>	<b>26,100</b>	<b>73,516</b>



(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得稅 課稅者	所得稅 失格者	計	所 課 得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	170		170	1,909,845		1,909,845	493,000	1,416,845
齒科医業	59		59	490,899		490,899	171,100	319,799
薬剤師業	2	1	3	7,738	4,769	12,507	6,284	6,223
あん摩等の事業	16	4	20	85,664	14,914	100,578	58,000	42,578
獣医業	34	1	35	372,388	3,983	376,371	101,500	274,871
装蹄師業	1		1	4,963		4,963	2,900	2,063
弁護士業	62	2	64	805,131	8,915	814,046	184,634	629,412
司法書士業	58		58	600,377		600,377	168,200	432,177
行政書士業	18	1	19	195,147	5,489	200,636	55,100	145,536
公証人業	3		3	24,758		24,758	8,700	16,058
弁理士業	2		2	18,007		18,007	5,800	12,207
税理士業	138	1	139	1,597,318	2,927	1,600,245	400,442	1,199,803
公認会計士業	12		12	142,762		142,762	33,350	109,412
計理士業								
社会保険労務士業	69		69	542,151		542,151	200,100	342,051
コンサルタント業	81	2	83	474,134	5,460	479,594	231,277	248,317
設計監督者業	107	2	109	618,199	9,830	628,029	313,684	314,345
不動産鑑定業	1		1	4,554		4,554	2,900	1,654
デザイン業	41	3	44	245,912	11,951	257,863	127,600	130,263
諸芸師匠業	56	4	60	260,381	14,967	275,348	174,000	101,348
理容業	37	6	43	163,892	21,311	185,203	124,700	60,503
美容業	134	19	153	595,062	75,606	670,668	440,560	230,108
クリーニング業	4		4	16,687		16,687	11,600	5,087
公衆浴場業	1		1	5,678		5,678	2,900	2,778
歯科衛生士業								
歯科技工士業	40	4	44	175,162	15,521	190,683	127,600	63,083
測量士業	15	1	16	99,381	3,538	102,919	46,400	56,519
土地家屋調査士業	49	2	51	356,069	5,886	361,955	147,175	214,780
海事代理士業								
印刷製版業								
<b>合 計</b>	<b>1,210</b>	<b>53</b>	<b>1,263</b>	<b>9,812,259</b>	<b>205,067</b>	<b>10,017,326</b>	<b>3,639,506</b>	<b>6,377,820</b>

(注)1 いずれも令和3年の年中における事業の所得に対して課税した令和4年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和4年の年中に事業を廃止した者に対して令和4年度において課税したものも含まれている。

- 2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。
- 3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。
- 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

#### (4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第一種事業	人 2	千円 3,439	千円 2,178	千円 5,617	人 2	千円 4,507
第二種事業						
第三種事業					2	8,166
<b>計</b>	<b>2</b>	<b>3,439</b>	<b>2,178</b>	<b>5,617</b>	<b>4</b>	<b>12,673</b>

#### (5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額 (控除) 額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人 3,692	人 1,568	人 1,982	千円 3,911,517	人 859	人 185	人 222	千円 177,145	人 4,551	人 1,753	人 2,204	千円 4,088,662
第二種事業	9	3	6	26,129					9	3	6	26,129
第三種事業 {あん摩業 等以外 あん摩 業等}	1,154	513	583	1,351,162	88	19	38	25,760	1,242	532	621	1,376,922
	18	9	11	19,694	3				21	9	11	19,694
<b>合 計</b>	<b>4,873</b>	<b>2,093</b>	<b>2,582</b>	<b>5,308,502</b>	<b>950</b>	<b>204</b>	<b>260</b>	<b>202,905</b>	<b>5,823</b>	<b>2,297</b>	<b>2,842</b>	<b>5,511,407</b>

(6) 個人の所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	171	501,342	143	439,198	157	492,325	155	503,722	147	490,239	128	441,078	125	440,244	138	502,505	109	408,324
	所得税失格者	18	53,101	16	45,408	12	37,945	15	48,678	18	57,395	11	37,909	5	17,641	7	23,685	9	33,790
	計	189	554,443	159	484,606	169	530,270	170	552,400	165	547,634	139	478,987	130	457,885	145	526,190	118	442,114
第二種事業	所得税課税者																	1	3,777
	所得税失格者																		
	計																	1	3,777
第三種事業	所得税課税者	34	100,260	41	125,068	38	119,953	26	84,399	29	97,054	37	127,317	25	88,475	18	65,808	29	108,858
	所得税失格者	4	11,774	3	7,156	1	3,158	4	13,101	2	6,697	1	3,460	4	14,218	6	20,750	3	10,320
	計	38	112,034	44	132,224	39	123,111	30	97,500	31	103,751	38	130,777	29	102,693	24	86,558	32	119,178
業	所得税課税者	1	2,982			2	6,306	1	3,231	1	3,333	1	3,417	1	3,501				
	所得税失格者					1	3,197												
	計	1	2,982			3	9,503	1	3,231	1	3,333	1	3,417	1	3,501				
小計	39	115,016	44	132,224	42	132,614	31	100,731	32	107,084	39	134,194	30	106,194	24	86,558	32	119,178	
合計	所得税課税者	206	604,584	184	564,266	197	618,584	182	591,352	177	590,626	166	571,812	151	532,220	156	568,313	139	520,959
	所得税失格者	22	64,875	19	52,564	14	44,300	19	61,779	20	64,092	12	41,369	9	31,859	13	44,435	12	44,110
	計	228	669,459	203	616,830	211	662,884	201	653,131	197	654,718	178	613,181	160	564,079	169	612,748	151	565,069

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開業業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
第一種事業	所得税課税者	97	372,051	108	424,933	920	4,077,340	560	3,020,523	390	2,485,273	584	4,756,438	422	6,668,738	4,354	26,024,273
	所得税失格者	9	31,358	5	19,689	42	179,062	19	100,969	9	56,200	2	2,236		197	745,066	
	計	106	403,409	113	444,622	962	4,256,402	579	3,121,492	399	2,541,473	586	4,758,674	422	6,668,738	4,551	26,769,339
第二種事業	所得税課税者							2	10,314	2	13,620	2	15,435	2	56,470	9	99,616
	所得税失格者																
	計							2	10,314	2	13,620	2	15,435	2	56,470	9	99,616
第三種事業	あん摩業等以外のもの																
	所得税課税者	19	73,208	19	74,237	199	876,708	141	767,874	84	536,164	202	1,655,216	252	4,821,033	1,193	9,721,632
	所得税失格者	2	7,722	3	11,882	8	35,827	7	38,014	1	6,074				49	190,153	
	計	21	80,930	22	86,119	207	912,535	148	805,888	85	542,238	202	1,655,216	252	4,821,033	1,242	9,911,785
第四種事業	あん摩業等			1	3,980	2	9,149	3	15,925	1	6,560	2	18,050	1	14,193	17	90,627
	所得税失格者	1	3,874	2	7,843										4	14,914	
	計	1	3,874	3	11,823	2	9,149	3	15,925	1	6,560	2	18,050	1	14,193	21	105,541
	小計	22	84,804	25	97,942	209	921,684	151	821,813	86	548,798	204	1,673,266	253	4,835,226	1,263	10,017,326
合計	所得税課税者	116	445,259	128	503,150	1,121	4,963,197	706	3,814,636	477	3,041,617	790	6,445,139	677	11,560,434	5,573	35,936,148
	所得税失格者	12	42,954	10	39,414	50	214,889	26	138,983	10	62,274	2	2,236		250	950,133	
	計	128	488,213	138	542,564	1,171	5,178,086	732	3,953,619	487	3,103,891	792	6,447,375	677	11,560,434	5,823	36,886,281

(7) 個人事業税の減免

区 分		人 員	所 得 金 額	減 免 額
		人	千円	千円
第一種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第二種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第三種事業	天災による者	1	16,559	341
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計	1	16,559	341
業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
合 計	天災による者	1	16,559	341
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計	1	16,559	341

(注) 1 令和4年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

### 3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区分	現 事 業 年 度 分														過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額			
	確 定 額						確 定 事 業 税 額 に 対 応 する 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 満 ち ぬ 中 間 申 告 額		中 間 納 付 額 の 額		調 定 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥	所 得 ( 収 入 ) 金 額			調 定 額		
	事 業 年 度 数		所 得 金 額	税 額		確 定 申 告 及 び 決 定 の ない 中 間 申 告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の						当 該 年 度 に 収 入 し た も の	
	あ 確 定 申 告 が	し ゅ う ち も 決 定		あ 確 定 申 告 が	し ゅ う ち も 決 定	事 業 年 度 数	税 額														事 業 年 度 数
		①			②		③		④		⑤		⑥	⑦	⑧	⑨					
		千円	千円		千円		千円		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円				
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普通法人	本店分	582		22,078,639	1,504,241			186	504,946	172	489,173			59,826	1,548,294	414,276	26,793	1,575,087		
		他本店分	2,160		57,796,291	3,821,680	1	824	859	1,111,505	909	1,553,597			98,410	4,363,006	1,436,257	58,603	4,421,609		
	法人	県内法人	17,654	60	94,558,368	5,627,452	36	8	872	3,153	1,858,492	2,996	1,843,780			441,529	6,055,141	1,811,637	100,442	6,155,583	
		小計	20,396	60	174,433,298	10,953,373	36	9	1,696	4,198	3,474,943	4,077	3,886,550			599,765	11,966,441	3,662,170	185,838	12,152,279	
	特別法人	1,098		13,949,718	662,843											662,843	25,518	1,144	663,987		
	公益法人等	482		1,592,017	99,719											99,719	5,142	445	100,164		
	人格なき社団等	219	1	139,346	5,645											5,645	4,721	162	5,807		
	清算法人	262		6,180	216			5			318				317	215	7,236	255	470		
	特定信託																				
	法人課税信託																				
計	22,457	61	190,120,559	11,721,796	36	9	1,696	4,203	3,475,261	4,077	3,886,550			600,082	12,734,863	3,704,787	187,844	12,922,707			
法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分	240			3,121,046				130	1,518,900	133	1,473,472			52,308	3,127,926		10,306	3,138,232			
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	919			10,147,324				738	4,242,579	761	4,502,782			37,614	10,445,141		184,344	10,629,485			
事業税計	23,616	61		24,990,166	36	9	1,696	5,071	9,236,740	4,971	9,862,804			690,004	26,307,930		382,494	26,690,424			
地方法人特別税分																	31,645	31,645			
特別法人事業税分				8,973,454	15			627	3,147,050		3,359,474			293,540	9,480,045		125,452	9,605,497			
合計	23,616	61		33,963,620	51	9	2,323	5,071	12,383,790	4,971	13,222,278			983,544	35,787,975		539,591	36,327,566	62,755		

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額				
	確 定 額						確定事業税額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調 定 額  ①+②-③ +④+⑤+⑥			所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額  ⑧		
	事業年度数		所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の 額 ⑥						当 該 年 度 に 収 入 し た も の 額 ⑦	
	あ ら わ た し の 申 告 が	し う ち ま ち の 決 定		あ ら わ た し の 申 告 が	し う ち ま ち の 決 定	事 業 年 度 数	税 額														
所得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分	24	19,006,823	189,893			17	91,048	19	85,005			183,850	766,013	6,369	190,219			
				他 県 本 店 分	857	108,473,762	1,071,511			689	409,335	713	416,862			21,671	1,100,709	4,014,167	22,751	1,123,460	
					県 内 法 人	34	6,899,440	68,270			30	30,019	29	37,782			181	76,214	14,549	106	76,320
				小 計	915	134,380,025	1,329,674			736	530,402	761	539,649			21,852	1,360,773	4,794,729	29,226	1,389,999	
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分		94,541,116	1,134,492				503,427		492,813			1,123,878	8,370,502	55,307	1,179,185			
				他 県 本 店 分		314,806,529	3,774,920				1,397,519		1,615,259			12,819	4,005,479	11,455,106	79,583	4,085,062	
					県 内 法 人		22,801,833	273,621				111,967		120,179			281,833	21,149	263	282,096	
				小 計		432,149,478	5,183,033				2,012,913		2,228,251			12,819	5,411,190	19,846,757	135,153	5,546,343	
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分		414,521,345	2,072,605				1,023,774		1,033,222			2,082,053	298,386	747	2,082,800			
				他 県 本 店 分		289,514,282	1,446,549				619,913		649,173			2,943	1,478,752	6,426,463	19,218	1,497,970	
					県 内 法 人		22,472,031	112,360				54,099		52,487			110,748			110,748	
				小 計		726,507,658	3,631,514				1,697,786		1,734,882			2,943	3,671,553	6,724,849	19,965	3,691,518	
事業税計				919	10,147,324			738	4,242,579	761	4,502,782			37,614	10,445,141		184,344	10,629,485			
地方法人特別税分																5,661	5,661				
特別法人事業税分					3,505,174				1,342,078		1,408,122			73,605	3,644,823		74,458	3,719,281			
合計				919	13,652,498			738	5,584,657	761	5,910,904			111,219	14,089,964		264,463	14,354,427	16,494		

(注) 1 令和4年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。  
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和4年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和3年度以前に申告等があり、令和4年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。  
 3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当 該 年 度 に お い て 発 生 額 し た			
	確 定 額						確定事業税額に 対する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる額		中間納付額の 繰出還付額		調 定 額  ①+②-③+ ④+⑤+⑥			収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額  ⑧	
	事業年度数		収入金額、所 得金額、付加 価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥						当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ ら わ た し の 申 告 が あ る ①	し ら わ た し の 申 告 が あ る ②		あ ら わ た し の 申 告 が あ る ①	し ら わ た し の 申 告 が あ る ②	千円	千円													
法第72条の 2第1項第 2号に掲げ る事業分	収入割分	65	165,656,503	1,656,447			38	867,031	39	820,575					1,609,991	10,841	98	1,610,089		
	地方税法特別税分																25	25		
	特別法人事業税分			501,614				260,206		246,547					487,955		704	488,659		
	<b>合計</b>	<b>65</b>		<b>2,158,061</b>			<b>38</b>	<b>1,127,237</b>	<b>39</b>	<b>1,067,122</b>					<b>2,097,946</b>		<b>827</b>	<b>2,098,773</b>		
法第七十二 条の二第一 項第三号に 掲げる法人 分	収入割分	38	144,450,138	979,335			30	503,859	26	475,119			50,582		1,001,177	104,141	337	1,001,514		
	付加価値割分		28,448,595	188,717				74,857		78,326			910		193,096	793,034	3,677	196,773		
	資本割分		43,455,349	93,081				40,588		45,562					98,055	564,340	1,370	99,425		
	<b>事業税計</b>	<b>38</b>		<b>1,261,133</b>			<b>30</b>	<b>619,304</b>	<b>26</b>	<b>599,007</b>			<b>51,492</b>		<b>1,292,328</b>		<b>5,384</b>	<b>1,297,712</b>		
特別法人事業税分			566,992				260,529		259,208			545		566,216		1,400	567,616			
<b>合計</b>	<b>38</b>		<b>1,828,125</b>			<b>30</b>	<b>879,833</b>	<b>26</b>	<b>858,215</b>			<b>52,037</b>		<b>1,858,544</b>		<b>6,784</b>	<b>1,865,328</b>			
同号に掲げ る法人分	収入割分	137	16,889,060	126,623			62	12,479	68	19,632			192		133,968	1,143,355	4,813	138,781		
	所得割分		1,948,200	76,843				20,086		34,258			624		91,639	141	11	91,650		
	<b>事業税計</b>	<b>137</b>		<b>203,466</b>			<b>62</b>	<b>32,565</b>	<b>68</b>	<b>53,890</b>			<b>816</b>		<b>225,607</b>		<b>4,824</b>	<b>230,431</b>		
	特別法人事業税分			71,941				11,405		17,120			303		77,959		1,911	79,870		
<b>合計</b>	<b>137</b>		<b>275,407</b>			<b>62</b>	<b>43,970</b>	<b>68</b>	<b>71,010</b>			<b>1,119</b>		<b>303,566</b>		<b>6,735</b>	<b>310,301</b>			
法第72条の 2第1項第 4号に掲げ る事業分	収入割分																			
	付加価値割分																			
	資本割分																			
	<b>事業税計</b>																			
特別法人事業税分																				
<b>合計</b>																				
<b>合計</b>	<b>240</b>		<b>4,261,593</b>			<b>130</b>	<b>2,051,040</b>	<b>133</b>	<b>1,996,347</b>			<b>53,156</b>		<b>4,260,056</b>		<b>14,346</b>	<b>4,274,402</b>	<b>21,384</b>		

(注) 1 令和4年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。  
2 このほか、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。



(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額		
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人																	
		その他																	
計		県内法人																	
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人	239	49	73,781	33	197,060	5	45,690	73	1,796,439	23	1,600,039	45	8,597,005	5	11,453,287	472	23,763,301
		その他	43	5	10,902	1	6,068	3	26,457	28	751,534	11	756,306	33	9,583,944	10	27,095,097	134	38,230,308
計		県内法人	10,642	3,916	5,291,903	1,113	6,375,563	312	2,790,791	1,324	29,081,494	216	14,916,891	160	34,277,585	5	8,723,581	17,688	101,457,808
計			<b>10,924</b>	<b>3,970</b>	<b>5,376,586</b>	<b>1,147</b>	<b>6,578,691</b>	<b>320</b>	<b>2,862,938</b>	<b>1,425</b>	<b>31,629,467</b>	<b>250</b>	<b>17,273,236</b>	<b>238</b>	<b>52,458,534</b>	<b>20</b>	<b>47,271,965</b>	<b>18,294</b>	<b>163,451,417</b>
合 計			<b>10,924</b>	<b>3,970</b>	<b>5,376,586</b>	<b>1,147</b>	<b>6,578,691</b>	<b>320</b>	<b>2,862,938</b>	<b>1,425</b>	<b>31,629,467</b>	<b>250</b>	<b>17,273,236</b>	<b>238</b>	<b>52,458,534</b>	<b>20</b>	<b>47,271,965</b>	<b>18,294</b>	<b>163,451,417</b>

(注) 1 令和4年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。





(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

区 分	分 割																				
	本 県 本 店 分							他 県 本 店 分							人 小 計						
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ①	所得金額 ②	付加価値額 ③	資本金等の額 ④	事業税額 ⑤	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑥	所得金額 ⑦	付加価値額 ⑧	資本金等の額 ⑨	事業税額 ⑩	収入金額 ⑪	所得金額 ⑫	付加価値額 ⑬	資本金等の額 ⑭	事業税額 ⑮		
法 第 二 七 号 に 二 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項	送配電事業	発電所接続電線路割																			
		総固定資産割																			
	発電事業等及び 特定卸供給事業	発電用固定資産割								21,051,739					197,801	21,051,739					197,801
		総固定資産割								9,435,452					88,655	9,435,452					88,655
	ガス供給業及び倉庫業	事務所数割								104,310					6,129	104,310					6,129
		従業者数割								34,015,385					343,220	34,015,385					343,220
	生命保険業	事務所数割								13,458,713					136,751	13,458,713					136,751
		従業者数割								33,672,589					340,520	33,672,589					340,520
	損害保険業	事務所数割								13,008,072					133,287	13,008,072					133,287
		従業者数割																			
	少額短期保険業	事務所数割																			
		従業者数割																			
	貿易保険業	事務所数割																			
		従業者数割																			
	製造業	事務所数割								1,406,883					13,219	1,406,883					13,219
従業者数割									36,703,276					344,862	36,703,276					344,862	
上記以外の事業	発電用固定資産割								58,440,396					341,795	58,440,396					341,795	
	総固定資産割								52,376,821		6,423,160	23,709,843	2,294,942	112,133	52,376,821		6,423,160	23,709,843	2,294,942	112,133	
送配電事業	発電所接続電線路割																				
	総固定資産割																				
ガス供給業及び倉庫業	事務所数割								691,708	2,291	518,120	672,184	2,941	735,455	2,291	518,120	672,184	3,383			
	従業者数割								367,822	2,655	83,426	111,167	438,366	423,463	2,655	83,426	111,167	438,929			
上記以外の事業	事務所数割		43,747																		
	従業者数割	4	4	55,641																	
ガス供給業及び倉庫業	事務所数割																				
	従業者数割																				
発電事業等及び 特定卸供給事業	発電所接続電線路割																				
	総固定資産割																				
上記以外の事業	事務所数割																				
	従業者数割																				
合 計			99,388					1,005	66	69	274,733,166	4,946	9,319,648	39,821,078	2,499,679	274,832,554	4,946	9,319,648	39,821,078	2,500,684	

区 分	県 内 法 人							合 計					
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑯	所得金額 ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	事業税額 ⑳	収入金額 ⑪+⑯	所得金額 ⑫+⑰	付加価値額 ⑬+⑱	資本金等の額 ⑭+⑲	事業税額 ⑮+⑳	
法 第 二 七 号 に 二 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項 法 第 七 十 二 号 に 掲 げ る 第 一 業 項	送配電事業	発電所接続電線路割											
		総固定資産割											
	発電事業等及び 特定卸供給事業	発電用固定資産割							21,051,739				197,801
		総固定資産割							9,435,452				88,655
	ガス供給業及び倉庫業	事務所数割							1,566,153				28,555
		従業者数割							34,015,385				343,220
	生命保険業	事務所数割							13,458,713				136,751
		従業者数割							33,672,589				340,520
	損害保険業	事務所数割							13,008,072				133,287
		従業者数割											
	少額短期保険業	事務所数割											
		従業者数割											
	貿易保険業	事務所数割											
		従業者数割											
	製造業	事務所数割							1,406,883				13,219
従業者数割								36,703,276				344,862	
上記以外の事業	発電用固定資産割							58,440,396				341,795	
	総固定資産割	153	159	50,333,024	1,122,548	16,960,561	3,634,271	355,941	102,709,845	1,122,548	19,255,503	18,962,155	468,074
送配電事業	発電所接続電線路割												
	総固定資産割												
ガス供給業及び倉庫業	事務所数割							735,455	2,291	518,120	672,184	3,383	
	従業者数割							423,463	2,655	83,426	111,167	438,929	
上記以外の事業	事務所数割												
	従業者数割												
ガス供給業及び倉庫業	事務所数割												
	従業者数割												
発電事業等及び 特定卸供給事業	発電所接続電線路割												
	総固定資産割												
上記以外の事業	事務所数割												
	従業者数割												
合 計	157	163	51,794,867	1,122,548	16,960,561	3,634,271	378,367	326,627,421	1,127,494	26,280,209	43,455,349	2,879,051	

(注) 令和4年度において測定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不法 申告 人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	12	4	16	34	5	39	55	1,086	1,926	3,012	1,102	1,965	3,067	186	337	159	3
300万円以上1,000万円未満	47	3	50	60	10	70	120	3,548	5,828	9,376	3,598	5,898	9,496	83	776	522	12
1,000万円	50	12	62	61	13	74	136	1,166	1,576	2,742	1,228	1,650	2,878	10	122	331	8
1,000万円超5,000万円未満	79	34	113	42	13	55	168	1,026	1,009	2,035	1,139	1,064	2,203	5	58	263	2
5,000万円以上1億円未満	23	21	44	18	9	27	71	163	138	301	207	165	372	2	8	55	
1億円	9	9	18	5	3	8	26	23	25	48	41	33	74			15	
1億円超10億円未満	5	7	12	1	2	3	15	22	9	31	34	12	46		2	27	
10億円																	
10億円超50億円未満		5	5	1		1	6	1	2	3	6	3	9			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	1	2		1	1	3				2	1	3				
合計	226	96	322	222	56	278	600	7,035	10,513	17,548	7,357	10,791	18,148	286	1,303	1,374	25

(注) 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和4年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計			税 額		
	法人数	うち通算及び連結分	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち通算及び連結分	所得金額	うち通算及び連結分	千円	千円
300万円未満	1,965		808	956,066	167	957,532	24	216,662	97	1,814,617	4	235,382	2	217,069			3,067	1	4,397,328	3,396	233,298	119
300万円以上1,000万円未満	5,898		2,252	3,063,237	590	3,334,548	173	1,544,606	523	10,227,018	43	2,895,245	17	2,810,506			9,496	2	23,875,160	8,393	1,309,775	4,055
1,000万円	1,650	2	576	845,945	215	1,248,005	69	617,728	284	6,279,921	58	3,857,503	26	4,973,115			2,878	11	17,822,217	319,244	1,299,314	34,141
1,000万円超5,000万円未満	1,064	1	290	452,851	153	904,104	44	394,984	423	10,984,434	111	7,698,998	113	22,971,709	5	7,551,445	2,203	18	50,958,525	4,392,224	3,741,054	403,750
5,000万円以上1億円未満	165	2	31	52,291	17	110,627	8	69,651	75	1,786,619	25	1,873,227	49	11,216,858	2	3,284,307	372	14	18,393,580	2,090,289	2,061,583	256,626
1億円	33	1	1	757	3	16,423			13	308,110	5	414,316	17	5,063,046	2	3,594,229	74	6	9,396,881	4,132,417	2,308,349	310,505
1億円超10億円未満																						
10億円																						
10億円超50億円未満																						
50億円																						
50億円超100億円未満																						
100億円以上																						
合 計	10,775	6	3,958	5,371,147	1,145	6,571,239	318	2,843,631	1,415	31,400,719	246	16,974,671	224	47,252,303	9	14,429,981	18,090	52	124,843,691	10,945,963	10,953,373	1,009,196

- (注) 1 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人			左のうち付加 価値額が0以下 である法人		年 所 得 400 万 円 以 下			年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下			年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下			年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下			年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下								
	法人 数	うち 通算 及び 連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額
1 億 円 超 10 億 円 未 満	12		千円 2 5,280,361	千円 3,374,640	2	千円 300,500	3	千円 5,439	千円 260,660	千円 1,356,567	1	千円 7,452	千円 19,428	千円 240,000	2	千円 19,307	千円 1,597,317	千円 588,878	6	千円 214,770	千円 1,725,119	千円 2,000,000	4	千円 298,565	千円 2,569,903	千円 1,551,600
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	3		2,403,405	10,682,624											1	45,178	894,764	2,900,000								
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																										
100 億 円 以上	1	1	7,002,725	65,520,002																						
合 計	16	3	14,686,491	79,577,266	2	300,500	3	5,439	260,660	1,356,567	1	7,452	19,428	240,000	2	19,307	1,597,317	588,878	7	259,948	2,619,883	4,900,000	4	298,565	2,569,903	1,551,600

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下			年 所 得 10 億 円 超			合 計						税 額									
	法人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	うち 通算 及び 連結 分	所 得 金 額	うち 通算 及び 連結 分	付 加 価 値 額	うち 通算 及び 連結 分	資 本 金 等 額	うち 通算 及び 連結 分	所 得 割	うち 通算 及び 連結 分	付 加 割	うち 通算 及び 連結 分	資 本 割	うち 通算 及び 連結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	13	千円 4,435,642	千円 11,943,516	千円 7,897,380	5	千円 9,262,864	千円 27,637,471	千円 2,573,737	46	8	千円 14,244,039	千円 6,357,354	千円 51,033,775	千円 20,838,043	千円 19,582,802	千円 3,061,891	千円 286,282	千円 84,541	千円 1,225,416	千円 361,060	千円 247,570	千円 35,237
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	1	907,641	8,042,152	6,581,779	4	15,111,035	41,234,957	12,019,447	9	2	16,063,854	6,689,782	52,575,278	14,166,271	32,183,850	2,941,000	228,406	38,117	949,211	125,036	295,783	36,372
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																6,162	1,866	37,381	15,441	7,582	3,643	
100 億 円 以上					2	8,299,833	43,818,589	351,762,247	3	1	8,299,833		50,821,314	7,002,725	417,282,249	65,520,002	618,393	125,888	2,407,929	652,831	2,899,435	543,341
合 計	14	5,343,283	19,985,668	14,479,159	11	32,673,732	112,691,017	366,355,431	58	11	38,607,726	13,047,136	154,430,367	42,007,039	469,048,901	71,522,893	1,329,674	270,147	5,183,033	1,249,268	3,631,514	634,475

(注) 1 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。  
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
 3 このほかは、(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分 資本金別	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益					
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人		左以外の 法人		課税対象 報酬給与額		特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人		左以外の 法人		課税対象 純支払利子		特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人		左以外の 法人		課税対象 純支払賃借料		特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人		左以外の 法人		課税対象 単年度損益	
	報酬給与額 ①	外国分報酬 給与額 ②	非課税事業 分報酬給 与額 ③	課税対象 報酬給与 額 ①-②- ③ ④	課税対象 報酬給与 額 ⑤	課税対象 報酬給与 額 ④+⑤ ⑥	純支払利 子総額 ⑦	外国分純 支払利子 ⑧	非課税事業 分純支払 子 ⑨	課税対象 純支払利 子 ⑩	課税対象 純支払利 子 ⑪	課税対象 純支払利 子 ⑩+⑪ ⑫	純支払賃借 料総額 ⑬	外純賃 借 ⑭	国分賃借 料 ⑮	非課税事業 分純賃借 料 ⑯	課税対象 純賃借料 ⑰	課税対象 純賃借料 ⑱	課税対象 純賃借料 ⑱+⑰ ⑲	単年度損 益総額 ⑳	外国分単 年度損益 ㉑	非課税事業 分単年度 損益 ㉒	課税対象 単年度損 益 ⑲-⑳- ㉑ ㉒	課税対象 単年度損 益 ㉓
1億円超 10億円未満					45,687,787	45,687,787				532,937	532,937						2,071,795	2,071,795					16,998,144	16,998,144
10億円 10億円超 50億円未満					40,985,895	40,985,895				1,012,396	1,012,396						4,285,948	4,285,948					15,825,735	15,825,735
50億円 50億円超 100億円未満					43,972,231	43,972,231				4,213,375	4,213,375						2,782,572	2,782,572					8,147,642	8,147,642
100億円以上					130,645,913	130,645,913				5,758,708	5,758,708						9,140,315	9,140,315					40,971,521	40,971,521
小計					137,670	137,670				750,707	750,707						424,037	424,037					14,323,483	14,323,483
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分																								
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分																								
合計					130,783,583	130,783,583				6,509,415	6,509,415						9,564,352	9,564,352					55,295,004	55,295,004

(12) 付加価値割の内訳

区分 資本金別	報酬給与額								純支払利子		純支払賃借料		単年度損益	
	給与分 ①	掛金分 ③-④ ②	掛金 ③	控除分 ④	労働者 派遣分 ⑥+⑦-⑧ ⑤	労働者派遣 を受けた 法人分 ⑥	労働者派 遣をした 法人分 ⑦のうち 控除分 ⑧	支払利子 ⑨	受取利子 ⑩	支賃 借料 ⑪	受取賃借料 ⑫	単年度利益 を計上した 法人分 ⑬	単年度損失 を計上した 法人分 ⑭	
1億円超 10億円未満	43,097,758	742,225	742,225		1,681,626	1,681,626	34,726	34,726	564,872	57,864	3,818,822	5,738,982	18,518,054	△ 1,519,910
10億円 10億円超 50億円未満	39,673,774	333,266	526,912	193,646	785,208	785,208			1,027,457	24,312	5,534,702	1,709,799	16,065,780	△ 240,045
50億円 50億円超 100億円未満														
100億円以上	40,116,807	744,266	744,266		3,111,159	3,111,159			4,893,239	45,126,215	3,460,067	677,495	8,299,833	△ 152,191
小計	122,888,339	1,819,757	2,013,403	193,646	5,577,993	5,577,993	34,726	34,726	6,485,568	45,208,391	12,813,591	8,126,276	42,883,667	△ 1,912,146
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	135,794				1,876	1,876			751,372	1,178	430,975	14,925	14,323,483	
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分														
合計	123,024,133	1,819,757	2,013,403	193,646	5,579,869	5,579,869	34,726	34,726	7,236,940	45,209,569	13,244,566	8,141,201	57,207,150	△ 1,912,146

(注) 1 令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。  
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。



(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が 0以下である 法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合															
		70%以下				70%超～75%以下				75%超～80%以下				80%超～85%以下			
		法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円
資本金別																	
法第七十二 号に掲げる二 法第一分項	1億円超 10億円未満	1	182,838		1	1,041,787	26,667	1	19,901	473	2	2,066,510	228,482				
	10億円																
	10億円超 50億円未満	1	1,414,912		1	8,561,238	519,086	1	72,082	22,555							
	50億円																
	50億円超 100億円未満										1	35,687,324	3,343,728				
100億円以上																	
<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1,597,750</b>		<b>1</b>	<b>1,041,787</b>	<b>26,667</b>	<b>2</b>	<b>8,581,139</b>	<b>519,559</b>	<b>4</b>	<b>37,825,916</b>	<b>3,594,765</b>				
法第72条の2第1項第 3号に掲げる法人分		8	15,509,806					1	126,091	3,950							
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分																	
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>17,107,556</b>		<b>1</b>	<b>1,041,787</b>	<b>26,667</b>	<b>3</b>	<b>8,707,230</b>	<b>523,509</b>	<b>4</b>	<b>37,825,916</b>	<b>3,594,765</b>				

区分	付加価値額が 0以下である 法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合															
		85%超～90%以下				90%超～95%以下				95%超～100%以下				合計(70%超分)			
		法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円	法人数	付加価値額	控除額	千円
資本金別																	
法第七十二 号に掲げる二 法第一分項	1億円超 10億円未満	2	347,597	41,228	12	17,642,867	2,885,593	26	44,960,703	8,733,777	44	66,079,365	11,916,220				
	10億円																
	10億円超 50億円未満	1	12,756,511	1,842,536	3	25,009,334	4,306,371	2	14,295,897	2,260,662	8	60,695,062	8,951,210				
	50億円																
	50億円超 100億円未満				1	9,385,443	2,382,718	1	14,043,053	2,568,061	3	59,115,820	8,294,507				
100億円以上																	
<b>小計</b>	<b>3</b>	<b>13,104,108</b>	<b>1,883,764</b>	<b>16</b>	<b>52,037,644</b>	<b>9,574,682</b>	<b>29</b>	<b>73,299,653</b>	<b>13,562,500</b>	<b>55</b>	<b>185,890,247</b>	<b>29,161,937</b>					
法第72条の2第1項第 3号に掲げる法人分											1	126,091	3,950				
法第72条の2第1項第 4号に掲げる事業分																	
<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>13,104,108</b>	<b>1,883,764</b>	<b>16</b>	<b>52,037,644</b>	<b>9,574,682</b>	<b>29</b>	<b>73,299,653</b>	<b>13,562,500</b>	<b>56</b>	<b>186,016,338</b>	<b>29,165,887</b>					

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加算	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項～第 3項、第11項、第12項及 び第19項に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の資 本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項～第 7項に係る控除分	資本圧縮措置前 の資本金等の額	資本圧縮措置分	課税対象 資本金等の額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	⑬	⑫-⑬
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第法 一第 号七 イ十 国 に二 掲 条 げの 人 る二 法第 外 人一 分項	1 億円超 10 億円未 満	16,969,494	19,583,995				19,582,802					19,582,802		19,582,802
10 億円 50 億円未 満	19,781,712	30,475,209					32,183,850					32,183,850		32,183,850
50 億円 100 億円未 満	456,548,903	668,876,113					675,131,879					675,131,879	257,849,630	417,282,249
100 億円以上														
小計	493,300,109	718,935,317					726,898,531					726,898,531	257,849,630	469,048,901
法第 三第 号七 イ十 二掲 げの 法人 分項	内 国 法 人	2,316,012	3,813,968			3,813,968	2,889,272					2,889,272		2,889,272
外 国 法 人														
小計	2,316,012	3,813,968				3,813,968	2,889,272					2,889,272		2,889,272
法第 四第 号七 イ十 二掲 げの 事業 分項	内 国 法 人													
外 国 法 人														
小計														
合 計	495,616,121	722,749,285				3,813,968	729,787,803					729,787,803	257,849,630	471,938,173

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 特 殊 又 は 出 資 株 式 又 は 控 除 に 係 る 額	特 例 適 用 後 の 特 資 本 金 等 の 額
		千円		① 千円	② 千円	① - ② ③ 千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100 億円未 満	55	51,766,652			
100 億円以 上 500 億円未 満	1	32,479,037				
500 億円以 上 1000 億円未 満	1	65,520,002				
1000 億円以 上 2000 億円未 満						
2000 億円以 上 3000 億円未 満						
3000 億円以 上 4000 億円未 満						
4000 億円以 上 5000 億円未 満						
5000 億円以 上	1	577,132,840				
小 計	58	726,898,531				
法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	9	2,889,272				
法第72条の2第1項第4 号に掲げる事業分						
合 計	67	729,787,803				

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別	千円				
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	56	84,245,689		84,245,689
	500億円超 1000億円以下	1	65,520,002		65,520,002
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		58	726,898,531	257,849,630	469,048,901

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別	千円				
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	9	2,889,272		2,889,272
	500億円超 1000億円以下				
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下				
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		9	2,889,272		2,889,272

区分 圧縮前資本金等の額別		法人数	圧縮前資本金等の額	資本圧縮額	圧縮後資本金等の額	
			①	②	① - ② ③	
			千円	千円	千円	
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 分	500 億円以下					
	500 億円超 1000 億円以下					
	1000 億円超 2000 億円以下					
	2000 億円超 3000 億円以下					
	3000 億円超 4000 億円以下					
	4000 億円超 5000 億円以下					
	5000 億円超 6000 億円以下					
	6000 億円超 7000 億円以下					
	7000 億円超 8000 億円以下					
	8000 億円超 9000 億円以下					
	9000 億円超 1 兆円以下					
	1 兆円超 2 兆円以下					
	2 兆円超 3 兆円以下					
	3 兆円超 4 兆円以下					
	4 兆円超 5 兆円以下					
	5 兆円超					
	小計					
	<b>合計</b>		67	729,787,803	257,849,630	471,938,173



(18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調

区分	資本金区分	分 割 法 人						県 内 法 人						合 計						税 額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
				千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
電 気 給 電 業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1	1	66,444				4	4	104,387	28,017			5	5	170,831	28,017			1,689
	合 計	1	1	66,444				4	4	104,387	28,017			5	5	170,831	28,017			1,689
給 電 業	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人							13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	1,261,133
	合 計							13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	1,261,133
給 電 業	法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人	3	3	101,502	326			135	139	16,996,665	308,590			138	142	17,098,167	308,916			203,466
	合 計	3	3	101,502	326			135	139	16,996,665	308,590			138	142	17,098,167	308,916			203,466
ガ ス 給 電 業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							5	5	1,987,507	212,699			5	5	1,987,507	212,699			11,343
	合 計							5	5	1,987,507	212,699			5	5	1,987,507	212,699			11,343
生 命 保 険 業	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																			201,421
	合 計																			201,421
損 害 保 険 業	1億円以下																			273,319
	合 計																			474,740
少 額 短 期 保 険 業	1億円以下																			466,806
	合 計																			466,806
貿 易 保 険 業	1億円以下																			
	合 計																			
合 計	1億円以下	4	4	167,946	326			144	148	19,088,559	549,306			148	152	19,256,505	549,632			417,919
	合 計	4	4	167,946	326			144	148	19,088,559	549,306			148	152	19,256,505	549,632			417,919
合 計	1億円超							13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	13	15	33,891,507	10,638,725	6,767,531	2,995,225	2,001,258
	合 計	4	4	167,946	326			157	163	52,980,066	11,188,031	6,767,531	2,995,225	161	167	53,148,012	11,188,357	6,767,531	2,995,225	2,419,177

- (注) 1 令和4年度において調査したものうち、現事業年度分について記載した。  
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。  
 3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和4年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。  
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
			千円		千円
林 業					
鉱物の掘採事業	1	1	973,277		
農 業	45	45	127,151		
計	46	46	1,100,428		

- (注) 1 法人にあつては令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあつては現年課税分について、それぞれ記載した。  
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。  
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

## 4 地方消費税に関する調

### (1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和4年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	2,665,724	23,959,481	2,564,767
貨物割	564,864	3,713,132	760,572
<b>合 計</b>	<b>3,230,588</b>	<b>27,672,613</b>	<b>3,325,339</b>

### (2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I期収入・支出額等	II期収入・支出額等	III期収入・支出額等	IV期収入・支出額等	収入・支出額等合計
<b>清算対象額</b>	<b>7,053,830</b>	<b>7,981,437</b>	<b>5,341,335</b>	<b>7,129,407</b>	<b>27,506,009</b>
一 般 財 源	3,195,697	3,618,058	2,416,712	3,233,036	12,463,503
社 会 保 障 財 源	3,858,133	4,363,379	2,924,623	3,896,371	15,042,506
<b>清算金収入額 (a)</b>	<b>8,210,967</b>	<b>10,335,958</b>	<b>7,556,124</b>	<b>9,854,429</b>	<b>35,957,478</b>
一 般 財 源	3,720,103	4,686,106	3,420,845	4,466,287	16,293,341
社 会 保 障 財 源	4,490,864	5,649,852	4,135,279	5,388,142	19,664,137
<b>清算金支出額 (b)</b>	<b>254,053</b>	<b>52,636</b>	<b>288,659</b>	<b>138,207</b>	<b>733,555</b>
一 般 財 源	115,185	23,781	131,031	62,586	332,583
社 会 保 障 財 源	138,868	28,855	157,628	75,621	400,972
<b>差 引 (a) - (b)</b>	<b>7,956,914</b>	<b>10,283,322</b>	<b>7,267,465</b>	<b>9,716,222</b>	<b>35,223,923</b>
一 般 財 源	3,604,918	4,662,325	3,289,814	4,403,701	15,960,758
社 会 保 障 財 源	4,351,996	5,620,997	3,977,651	5,312,521	19,263,165
<b>地方消費税交付金額</b>	<b>7,505,361</b>	<b>9,132,369</b>	<b>6,304,397</b>	<b>8,422,807</b>	<b>31,364,934</b>
一 般 財 源	3,400,303	4,140,186	2,853,262	3,818,366	14,212,117
社 会 保 障 財 源	4,105,058	4,992,183	3,451,135	4,604,441	17,152,817

- (注)1 令和4年度分について記載した。  
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。  
 I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月  
 II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月  
 III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月  
 IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月  
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

# 5 不動産取得税に関する調

## (1) 家 屋

区 分	①			②			③			④			⑤			⑥			⑦			⑧			減 免 等 さ れ る 前 の 税 額 ⑨	⑩		⑪		調 定 額 ⑨-⑩-⑪			
	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	1 ㎡ 当 たり 評 価 額	④		⑤		件 数	面 積	価 格	⑧		件 数	価 格	住宅部分	住宅以外 の 部分	件 数		金 額	件 数	金 額					
											件 数	全 額 控 除 の 物 の 数	件 数	全 額 控 除 の 物 の 数				控 除 額	控 除 額										控 除 額		控 除 額	(イ)- (ロ)- (ハ)- (ニ)- ③-⑥	⑦
											(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)				(イ)	(ロ)										(イ)		(ロ)		
木 造	専 用 住 宅	16	57	2,729	3,938	364,944	32,859,297	997	150,946	13,429,139	88,967	1	6,243	851	10,341,812	852	10,348,055	100	13,345	11,939	896	3,069,145	3,069,145		92,034	1	85	91,949					
	併 用 住 宅																																
	住宅部分																																
	非住宅部分																																
	小 計							70	18,302	1,479,665	80,847	1	5,865	106	447,982	107	453,212	39	669,959	669,959		21,085					1,751	11,488					
	そ の 他							364	70,606	3,651,488	51,716	1	2,614		1	2,614			364	3,648,874	16,933	3,631,941		146,753	1	33	2	1,913	144,807				
	小 計	16	57	2,729	3,938	364,944	32,859,297	1,431	239,854	18,560,292	77,382	3	14,722	957	10,789,794	960	10,804,516	101	13,386	12,087	1,329	7,743,689	3,756,037	3,987,652	273,111	1	33	4	3,749	269,329			
	承 継 分	専 用 住 宅	1	9	44	616	78,824	1,710,986	2,986	457,047	6,114,238	13,378		4		4	17,274	4	17,274		2,986	6,096,964	6,096,964		182,614	84	4,596		178,018				
	併 用 住 宅																																
	住宅部分																																
非住宅部分																																	
小 計							211	47,419	571,892	12,060		4	16,619	4	16,619			211	555,273	358,667	196,606		196,606		11,813	77		128	11,608				
そ の 他							386	77,031	714,106	9,270								386	714,106	1,592	712,514		28,533		2	77	2	166	18,363				
小 計	1	9	44	616	78,824	1,710,986	3,583	581,497	7,400,236	12,726		8	33,893	8	33,893			3,583	7,366,343	6,457,223	909,120		229,753	86	4,673	2	166	224,914					
計 A	17	66	2,773	4,554	443,768	34,570,283	5,014	821,351	25,960,528	31,607	3	14,722	965	10,823,687	968	10,838,409	101	13,386	12,087	4,912	15,110,032	10,213,260	4,896,772	502,864	87	4,706	6	3,915	494,243				
非 木 造	専 用 住 宅	18	60	2,050	212	12,389	1,235,083	79	14,246	1,653,171	116,045		57		57	718,898	57	718,898	5	477	364	74	933,909	933,909		28,014			28,014				
	併 用 住 宅																																
	住宅部分																																
	非住宅部分																																
	小 計							5	3,271	350,195	107,061		3	291,233	3	291,233			5	58,962	16,047	42,915		579				579					
	そ の 他							290	143,840	11,296,673	78,536							290	11,296,673	242,781	11,053,892		448,974		7	3,326	11	69,289	376,359				
	小 計	18	60	2,050	212	12,389	1,235,083	374	161,357	13,300,039	82,426		60	1,010,131	60	1,010,131	5	477	364	369	12,289,544	1,192,737	11,096,807	479,186	7	3,326	11	69,289	406,571				
	承 継 分	専 用 住 宅				94	10,186	587,040	327	68,927	2,731,466	39,628		5	21,600	5	21,600			327	2,709,866	2,709,866				81,282	3	202		81,080			
	併 用 住 宅																																
	住宅部分																																
非住宅部分																																	
小 計							51	28,882	1,212,117	41,968		1	3,572	1	3,572			51	1,208,545	877,341	331,204		331,204		11,230			28,334					
そ の 他							244	162,363	4,612,842	28,411							244	4,612,842	2,167	4,610,675		184,482						184,482					
小 計				94	10,186	587,040	622	260,172	8,556,425	32,888		6	25,172	6	25,172			622	8,531,253	3,589,374	4,941,879		305,328	3	202			305,126					
計 B	18	60	2,050	306	22,575	1,822,123	996	421,529	21,856,464	51,850		66	1,035,303	66	1,035,303	5	477	364	991	20,820,797	4,782,111	16,038,686	784,514	10	3,528	11	69,289	711,697					
合 計 A + B	35	126	4,823	4,860	466,343	36,392,406	6,010	1,242,880	47,816,992	38,473	3	14,722	1,031	11,858,990	1,034	11,873,712	106	13,863	12,451	5,903	35,930,829	14,995,371	20,935,458	1,287,378	97	8,234	17	73,204	1,205,940				

(注) 1 令和4年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。



(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建築分	専用住宅	4	千円 421	4	千円 640	8	千円 1,667	8	千円 2,019	25	千円 10,062	284	千円 550,401	86	千円 342,660	
		併用住宅											5	千円 11,187	1	千円 3,713	
		その他							2	千円 564	3	千円 1,339	125	千円 245,957	25	千円 94,568	
	承継分	専用住宅	5	千円 316	39	千円 5,802	21	千円 4,251	31	千円 8,262	127	千円 52,437	2,877	千円 5,050,482	167	千円 641,183	
		併用住宅			5	千円 787	4	千円 852	5	千円 1,365	7	千円 2,821	157	千円 299,826	12	千円 46,076	
		その他			24	千円 3,383	15	千円 3,129	24	千円 6,461	53	千円 21,174	226	千円 315,864	8	千円 30,187	
	小 計	9	千円 737	72	千円 10,612	48	千円 9,899	70	千円 18,671	215	千円 87,833	3,674	千円 6,473,717	299	千円 1,158,387		
	非 木 造	建築分	専用住宅	11	千円 810	7	千円 1,015	2	千円 398	5	千円 1,294	15	千円 5,318	54	千円 76,210	1	千円 4,181
			併用住宅											1	千円 1,262		
			その他							2	千円 586	6	千円 2,175	64	千円 106,017	11	千円 41,617
承継分		専用住宅	1	千円 20	1	千円 179	1	千円 227	2	千円 469	3	千円 1,091	122	千円 246,495	32	千円 119,830	
		その他	1	千円 80	2	千円 248	3	千円 592	6	千円 1,578	9	千円 3,220	81	千円 131,702	8	千円 30,131	
小 計	13	千円 910	10	千円 1,442	7	千円 1,408	15	千円 3,927	33	千円 11,804	336	千円 587,277	58	千円 218,403			
合 計	22	千円 1,647	82	千円 12,054	55	千円 11,307	85	千円 22,598	248	千円 99,637	4,010	千円 7,060,994	357	千円 1,376,790			

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建築分	専用住宅	106	千円 461,960	2,221	千円 17,400,126	720	千円 7,548,044	529	千円 6,079,598	378	千円 4,714,331	189	千円 2,538,964	128	千円 1,845,477	
		併用住宅			18	千円 147,326	4	千円 41,707	7	千円 80,190	6	千円 73,454	2	千円 26,909	5	千円 72,009	
		その他	8	千円 34,476	99	千円 709,597	11	千円 115,745	15	千円 173,427	11	千円 138,500	7	千円 94,519	9	千円 130,183	
	承継分	専用住宅	65	千円 281,085	253	千円 1,459,872	8	千円 84,438	3	千円 35,279			1	千円 13,650			
		併用住宅	5	千円 21,830	9	千円 51,129	3	千円 31,227									
		その他	2	千円 8,696	21	千円 128,966	3	千円 31,663	4	千円 46,252	3	千円 38,279					
	小 計	186	千円 808,047	2,621	千円 19,897,016	749	千円 7,852,824	558	千円 6,414,746	398	千円 4,964,564	199	千円 2,674,042	142	千円 2,047,669		
	非 木 造	建築分	専用住宅			119	千円 734,425	8	千円 83,850	14	千円 160,535	20	千円 252,088	9	千円 119,911	13	千円 188,356
			併用住宅							1	千円 11,251						
			その他	3	千円 13,060	65	千円 484,013	4	千円 42,167	4	千円 45,902	5	千円 62,753	3	千円 40,067	1	千円 14,782
承継分		専用住宅	16	千円 69,151	184	千円 1,234,816	10	千円 106,222	7	千円 81,430	4	千円 49,647	4	千円 54,071	3	千円 43,263	
		その他	5	千円 21,482	38	千円 260,602	8	千円 84,265	3	千円 34,084	4	千円 49,795	3	千円 41,089	3	千円 42,761	
小 計	24	千円 103,693	417	千円 2,788,571	30	千円 316,504	30	千円 344,846	35	千円 438,958	21	千円 282,026	21	千円 303,539			
合 計	210	千円 911,740	3,038	千円 22,685,587	779	千円 8,169,328	588	千円 6,759,592	433	千円 5,403,522	220	千円 2,956,068	163	千円 2,351,208			

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
木 造	建築分	専用住宅	90	1,389,977	57	938,423	35	610,708	18	330,850	11	212,913	50	1,311,924	4,951	46,291,165	
		併用住宅	4	62,451					3	55,174			15	905,545	70	1,479,665	
		その他	5	77,134	5	81,925	1	17,118			1	19,821	37	1,716,615	364	3,651,488	
	承継分	専用住宅			1	16,129	1	17,627					4	154,455	3,603	7,825,268	
		併用住宅			1	16,038			1	18,068			2	81,873	211	571,892	
		その他	2	30,924									1	49,128	386	714,106	
	小 計		101	1,560,486	64	1,052,515	37	645,453	22	404,092	12	232,734	109	4,219,540	9,585	60,533,584	
	非 木 造	建築分	専用住宅	8	122,934	6	98,996	2	34,804	3	55,281	1	19,291	11	930,607	309	2,890,304
			併用住宅			1	16,354							2	321,328	5	350,195
			その他	2	30,772	4	65,219	6	105,438	6	111,037	5	97,544	99	10,033,524	290	11,296,673
承継分		専用住宅	1	15,535	4	66,701	1	17,266			1	19,431	24	1,192,662	421	3,318,506	
		併用住宅									1	19,177	12	992,215	51	1,212,117	
		その他	3	46,152	3	49,063	5	87,871	2	36,349	2	38,729	55	3,653,049	244	4,612,842	
小 計		14	215,393	18	296,333	14	245,379	11	202,667	10	194,172	203	17,123,385	1,320	23,680,637		
合 計		115	1,775,879	82	1,348,848	51	890,832	33	606,759	22	426,906	312	21,342,925	10,905	84,214,221		

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第7条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				④ 法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格
住宅用宅地	826	54,717	21,433	42,866					8,959	7,752,451	22,258,426	44,516,852	2	2,275			
上記以外の宅地	50	3,176	2,333	4,667					769	4,544,095	1,783,651	3,567,302					
農 地	998	1,238,213	22,028	22,028					1,244	11,586,763	634,209	634,209	521	92,602			
山 林	313	563,338	546	546					200	8,872,830	80,723	80,723					
そ の 他	86	224,202	543	543					79	3,804,600	37,948	37,948	8	1,739			
計	2,273	2,083,646	46,883	70,650					11,251	36,560,739	24,794,957	48,837,034	531	96,616			

(注) 1 令和4年度課税分について記載した。

2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。

3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの ⑩		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪	
			件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	徴収猶予額 千円	件数	減額、納税義務の免除をした額 千円		件数
住宅用宅地	22,256,151	667,099	1,319	54,742	582	36,964		19	815	1	121	574,457
上記以外の宅地	1,783,651	53,438	44	918	14	659						51,861
農地	541,607	15,367						98	1,175	4	58	14,134
山林	80,723	2,402										2,402
その他	36,209	1,073										1,073
計	24,698,341	739,379	1,363	55,660	596	37,623		117	1,990	5	179	643,927

(4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上13万円以下のもの ②		13万円を超え20万円以下のもの ③		20万円を超え150万円以下のもの ④		150万円を超え200万円以下のもの ⑤		200万円を超え500万円以下のもの ⑥		500万円を超え1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超えるもの ⑨		合計 ⑩	
	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円	件数	価格 千円
住宅用宅地	833	21,818	48	5,555	124	20,755	4,339	3,686,788	1,268	2,195,944	2,401	7,060,844	517	3,455,435	160	2,177,817	95	3,654,903	9,785	22,279,859
上記以外の宅地	57	2,758	19	2,147	35	5,499	459	322,871	65	114,892	120	375,706	36	247,881	20	304,725	8	409,505	819	1,785,984
農地	1,015	23,045	91	10,610	213	35,307	871	439,896	17	29,648	30	83,243	4	23,807	1	10,681			2,242	656,237
山林	315	641	34	3,817	52	8,091	106	51,701	2	3,127	3	8,700	1	5,192					513	81,269
その他	92	715	19	2,126	9	1,532	40	16,841			5	17,277							165	38,491
計	2,312	48,977	211	24,255	433	71,184	5,815	4,518,097	1,352	2,343,611	2,559	7,545,770	558	3,732,315	181	2,493,223	103	4,064,408	13,524	24,841,840

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第8項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第9項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第10項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第10項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	3,926	39,053,209					3	14,722																			
	承継分	45	258,184	681	2,104,278																							
	小計	3,971	39,311,393	681	2,104,278			3	14,722																			
土地							1	2,275																				
計	3,971	39,311,393	681	2,104,278			4	16,997																				

区分	法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第15項に該当するもの(認定生活困難者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI〔公共施設等〕)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によった場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分																												
	承継分																												
	小計																								567	6,474,229			
土地								526	94,341																				
計								526	94,341															567	6,474,229				

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者 向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第1号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第1号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号ハ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項 第2号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項 第2号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (低未利用土地)		法附則第11条第14項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第15項 (帰還・移住等環境 整備推進法人)		法附則第11条第16項 (居住誘導区域等権利 設定等促進計画)		法附則第11条第17項 (鉄道建設・運輸施設 整備支援機構)			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋 小計		千円	82	366,866		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
			82	366,866																								
	計		82	366,866																								

区分	法附則第11条第18項 (認定再編計画)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家 屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による 代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う 原子力発電所の事故による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う 土地改良事業)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋 小計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	4,578	45,909,026		
																							726	2,362,462		
	計																						5,304	48,271,488		
土地 計			9,735	23,976,709																			10,262	24,073,325		
			9,735	23,976,709																						
	計		9,735	23,976,709																			15,566	72,344,813		

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用土地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用土地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用土地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐農基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐農基準適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐農基準不適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐農基準不適合既存住宅用土地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐農基準不適合住宅)	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家	8	千円 3,359		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
屋			913	47,687	22	1,220	340	15,996	674	27,936	10	444		千円		千円		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
地																		
徴収猶予をしたもの																		
合計	8	3,359	913	47,687	22	1,220	340	15,996	674	27,936	10	444						

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被取用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの (心身障害者多数雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの (サービスキ高年齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	89	4,875		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
屋																		19
徴収猶予をしたもの																		
土																		815
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
地																		815
徴収猶予をしたもの																		
合計							97	1,142						89	4,875			19

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの (耐農基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計		
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	
家		千円		千円		千円		千円		千円	97	8,234	
減額をしたもの 納税義務を免除したもの													
屋										17	73,204	17	73,204
徴収猶予をしたもの													
土											1,978	94,098	
減額をしたもの 納税義務を免除したもの													
地	1	33								5	179	103	1,354
徴収猶予をしたもの													
合計	1	33								22	73,383	2,195	176,890

## 6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額
				法第75条の2 第1号に該当する者 ②	法第75条の2 第2号に該当する者 ③	法第75条の2 第3号に該当する者 ④	法第75条の3 第1号に該当する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当する者 ⑦		
ゴ	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	32,727	73	7,970	103		27		24,554	21,452
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	3	73,320	233	14,432	440				58,215	27,076
	小計	4	106,047	306	22,402	543		27		82,769	48,528
	18ホールを超えるもの										
ル	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	26,254	52	3,569	42	54			22,537	16,193
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	7	164,284	585	28,982	545		366		133,806	63,912
	小計	9	215,187	704	36,859	615	54	366		176,589	91,061
	18ホール未満9ホールを超えるもの										
フ	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満										
	小計										
	9ホール										
場	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満	2	20,873	115	4,384	97		111		16,166	6,466
	小計	2	20,873	115	4,384	97		111		16,166	6,466
	計	15	342,107	1,125	63,645	1,255	54	504		275,524	146,055

(注) 1 「施設数」欄には、令和5年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。  
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和4年3月1日から令和5年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。  
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

# 7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V 特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額					
					千円	千円	千円	千円	千円					
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	4	1				3	10,922			10,922	218
			自家用	11,769	6,664	21	5,105	16,693,477			16,693,477	459,685		
		計	11,773	6,665	21	5,108	16,704,399			16,704,399	459,903			
	乗用車	小型車	営業用	29	22		7	13,371	2,000		11,371	239		
			自家用	10,890	3,210	171	7,680	12,999,018			12,999,018	354,041		
		計	10,919	3,232	171	7,687	13,012,389	2,000		13,010,389	354,280			
		計	33	23	10	24,293	2,000		22,293	457				
		計	22,659	9,874	192	12,785	29,692,495		29,692,495	813,726				
		計	22,692	9,897	192	12,795	29,716,788	2,000	29,714,788	814,183				
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	294	134		160	2,154,721			2,154,721	23,755		
			自家用	965	411		554	3,275,678			3,275,678	64,269		
		計	1,259	545		714	5,430,399			5,430,399	88,024			
	トラック	けん引車	営業用	42	3		39	524,208			524,208	16,688		
			自家用	4			4	59,828			59,828	1,782		
		計	46	3		43	584,036			584,036	18,470			
	トラック	被けん引車	営業用	39			39	413,170			413,170	8,263		
			自家用	12	3		9	82,600			82,600	2,478		
		計	51	3		48	495,770			495,770	10,741			
	トラック	貨客兼用車	営業用	12	7		5	7,640			7,640	152		
			自家用	1,968	1,206	1	762	1,415,496			1,415,496	39,162		
	計	1,980	1,213	1	767	1,423,136			1,423,136	39,314				
	計	387	144	243	3,099,739			3,099,739	48,858					
	計	2,949	1,620	1	1,329	4,833,602		4,833,602	107,691					
	計	3,336	1,764	1	1,572	7,933,341		7,933,341	156,549					
バス	営業用	一般乗合用	5	2		3	30,285	30,000		285	302			
		一般乗合用以外	15	12		3	54,740			54,740	4,224			
	計	56	29		27	100,932			100,932	4,422				
	計	76	43		33	185,957	30,000		155,957	8,948				
三輪の小型自動車	営業用	自家用												
		計												
特種用途車	営業用	自家用	261	30		231	3,167,706			3,167,706	53,542			
		自家用	578	314	37	264	1,582,171			1,582,171	32,914			
	計	839	344	37	495	4,749,877			4,749,877	86,456				
	計	701	211	490	6,376,763	32,000		6,344,763	107,383					
	計	26,242	11,837	230	14,405	36,209,200		36,209,200	958,753					
	計	26,943	12,048	230	14,895	42,585,963	32,000	42,553,963	1,066,136					



区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
					千円	千円	千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	6		8	13,507		13,507	187	
		自家用	14,951	5,460	47	13,853,369		13,853,369	204,068	
		計	14,965	5,466	47	13,866,876		13,866,876	204,255	
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	222	57		165	184,938		184,938	2,201
		自家用	6,262	371		5,891	6,488,049		6,488,049	123,658
		計	6,484	428		6,056	6,672,987		6,672,987	125,859
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	236	63		173	198,445		198,445	2,388
		自家用	21,213	5,831	47	15,382	20,341,418		20,341,418	327,726
		計	21,449	5,894	47	15,555	20,539,863		20,539,863	330,114
総 計	営業用	937	274		663	6,575,208	32,000	6,543,208	109,771	
	自家用	47,455	17,668	277	29,787	56,550,618		56,550,618	1,286,479	
	計	48,392	17,942	277	30,450	63,125,826	32,000	63,093,826	1,396,250	

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第150条、法第445条、法第446条、法第447条、法附則第12条の2の10第1項及び第4項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分による。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーを記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和4年2月から令和5年1月（市町村への払い込みが令和4年4月から令和5年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区 分		新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額		
									千円	千円	千円		
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普通車	営業用	32	26	20	78	78					
			自家用	10,230	12,458	3,643	26,331	24,885	17	1,446	1,779,458	1,779,458	50,808
			計	10,262	12,484	3,663	26,409	24,963	17	1,446	1,779,458	1,779,458	50,808
		小型車	営業用	33	172	37	242	242					
			自家用	6,653	12,429	3,769	22,851	21,926	11	925	766,291	766,291	21,628
			計	6,686	12,601	3,806	23,093	22,168	11	925	766,291	766,291	21,628
		<b>計</b>	<b>65</b>	<b>198</b>	<b>57</b>	<b>320</b>	<b>320</b>						
		<b>営業用</b>	<b>16,883</b>	<b>24,887</b>	<b>7,412</b>	<b>49,182</b>	<b>46,811</b>	<b>28</b>	<b>2,371</b>	<b>2,545,749</b>	<b>2,545,749</b>	<b>72,436</b>	
		<b>自家用</b>	<b>16,948</b>	<b>25,085</b>	<b>7,469</b>	<b>49,502</b>	<b>47,131</b>	<b>28</b>	<b>2,371</b>	<b>2,545,749</b>	<b>2,545,749</b>	<b>72,436</b>	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	313	471	572	1,356	1,291	65	180,935	180,935	1,909	
			自家用	1,404	2,158	1,315	4,877	4,781	96	206,318	206,318	4,502	
			計	1,717	2,629	1,887	6,233	6,072	161	387,253	387,253	6,411	
		けん引車	営業用	50	61	76	187	173	14	39,989	39,989	683	
			自家用	11	6	6	23	21	2	2,215	2,215	199	
			計	61	67	82	210	194	16	42,204	42,204	882	
		被けん引車	営業用	30	44	21	95	88	7	13,318	13,318	266	
			自家用	11	7	3	21	21					
			計	41	51	24	116	109	7	13,318	13,318	266	
		貨客兼用車	営業用	10	9	25	44	43	1	578	578	11	
	自家用		1,197	1,316	789	3,302	3,254	48	41,517	41,517	1,143		
	計	1,207	1,325	814	3,346	3,297	49	42,095	42,095	1,154			
	<b>計</b>	<b>403</b>	<b>585</b>	<b>694</b>	<b>1,682</b>	<b>1,595</b>	<b>87</b>	<b>234,820</b>	<b>234,820</b>	<b>2,869</b>			
	<b>営業用</b>	<b>2,623</b>	<b>3,487</b>	<b>2,113</b>	<b>8,223</b>	<b>8,077</b>	<b>146</b>	<b>250,050</b>	<b>250,050</b>	<b>5,844</b>			
	<b>自家用</b>	<b>3,026</b>	<b>4,072</b>	<b>2,807</b>	<b>9,905</b>	<b>9,672</b>	<b>233</b>	<b>484,870</b>	<b>484,870</b>	<b>8,713</b>			
バス	営業用	一般乗合用	31	15	32	78	78						
		一般乗合外	82	51	51	184	174	10	10,942	10,942	361		
	自家用	50	62	23	135	127	8	6,751	6,751	188			
	計	163	128	106	397	379	18	17,693	17,693	549			
三輪の小型自動車	営業用												
	自家用		2	1	3	3							
	計		2	1	3	3							
特 種 用 途 車	営業用	営業用	225	451	453	1,129	1,033	96	240,436	240,436	2,829		
		自家用	446	599	406	1,451	1,429	1	33,296	33,296	882		
		計	671	1,050	859	2,580	2,462	1	273,732	273,732	3,711		
		<b>計</b>	<b>806</b>	<b>1,300</b>	<b>1,287</b>	<b>3,393</b>	<b>3,200</b>	<b>193</b>	<b>486,198</b>	<b>486,198</b>	<b>6,059</b>		
	<b>営業用</b>	<b>20,002</b>	<b>29,037</b>	<b>9,955</b>	<b>58,994</b>	<b>56,447</b>	<b>29</b>	<b>2,547</b>	<b>2,835,846</b>	<b>2,835,846</b>	<b>79,350</b>		
	<b>自家用</b>	<b>20,808</b>	<b>30,337</b>	<b>11,242</b>	<b>62,387</b>	<b>59,647</b>	<b>29</b>	<b>2,740</b>	<b>3,322,044</b>	<b>3,322,044</b>	<b>85,409</b>		

区 分	新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記入 に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及び 免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
								千円	千円	千円	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	122	110	185	417	417				
		自家用	22,017	32,314	7,698	62,029	60,330	1,699	1,166,411	1,166,411	16,411
		計	22,139	32,424	7,883	62,446	60,747	1,699	1,166,411	1,166,411	16,411
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	7	13	26	46	38	8	4,432	4,432	88
		自家用	5,908	10,622	1,606	18,136	17,499	637	387,755	387,755	7,462
		計	5,915	10,635	1,632	18,182	17,537	645	392,187	392,187	7,550
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	129	123	211	463	455	8	4,432	4,432	88
自家用		27,925	42,936	9,304	80,165	77,829	2,336	1,554,166	1,554,166	23,873	
計		28,054	43,059	9,515	80,628	78,284	2,344	1,558,598	1,558,598	23,961	
総 計	営業用	935	1,423	1,498	3,856	3,655	201	490,630	490,630	6,147	
	自家用	47,927	71,973	19,259	139,159	134,276	4,883	4,390,012	4,390,012	103,223	
	計	48,862	73,396	20,757	143,015	137,931	5,084	4,880,642	4,880,642	109,370	

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出回数、移転登録回数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額		
	①	②			③ 千円	④ 千円	⑤ 千円	千円	千円		
自動車 税 環 境 性 能 割	乗用車	営業用	82	79		3	10,922		10,922	218	
		自家用	38,100	31,549	38	6,551	18,472,935		18,472,935	510,493	
		計	38,182	31,628	38	6,554	18,483,857		18,483,857	510,711	
		営業用	271	264		7	13,371	2,000	11,371	239	
		自家用	33,741	25,136	182	8,605	13,765,309		13,765,309	375,669	
		計	34,012	25,400	182	8,612	13,778,680	2,000	13,776,680	375,908	
		<b>計</b>	<b>353</b>	<b>343</b>		<b>10</b>	<b>24,293</b>	<b>2,000</b>	<b>22,293</b>	<b>457</b>	
		<b>自家用</b>	<b>71,841</b>	<b>56,685</b>	<b>220</b>	<b>15,156</b>	<b>32,238,244</b>		<b>32,238,244</b>	<b>886,162</b>	
		<b>計</b>	<b>72,194</b>	<b>57,028</b>	<b>220</b>	<b>15,166</b>	<b>32,262,537</b>	<b>2,000</b>	<b>32,260,537</b>	<b>886,619</b>	
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	1,650	1,425		225	2,335,656		2,335,656
	自家用		5,842	5,192		650	3,481,996		3,481,996	68,771	
	計		7,492	6,617		875	5,817,652		5,817,652	94,435	
	けん引車		営業用	229	176		53	564,197		564,197	17,371
	自家用		27	21		6	62,043		62,043	1,981	
	計		256	197		59	626,240		626,240	19,352	
	被けん引車		営業用	134	88		46	426,488		426,488	8,529
	自家用		33	24		9	82,600		82,600	2,478	
	計		167	112		55	509,088		509,088	11,007	
	貨客兼用車		営業用	56	50		6	8,218		8,218	163
	自家用	5,270	4,460	1	810	1,457,013		1,457,013	40,305		
	計	5,326	4,510	1	816	1,465,231		1,465,231	40,468		
	<b>計</b>	<b>2,069</b>	<b>1,739</b>		<b>330</b>	<b>3,334,559</b>		<b>3,334,559</b>	<b>51,727</b>		
	<b>自家用</b>	<b>11,172</b>	<b>9,697</b>	<b>1</b>	<b>1,475</b>	<b>5,083,652</b>		<b>5,083,652</b>	<b>113,535</b>		
<b>計</b>	<b>13,241</b>	<b>11,436</b>	<b>1</b>	<b>1,805</b>	<b>8,418,211</b>		<b>8,418,211</b>	<b>165,262</b>			
バス	営業用	一般乗合用	83	80		3	30,285	30,000	285	302	
	自家用	一般乗合用以外	199	186		13	65,682		65,682	4,585	
	計	191	156		35	107,683		107,683	4,610		
三輪の小型自動車	営業用	3	3								
計	3	3									
特 種 用 途 車	営業用	1,390	1,063		327	3,408,142		3,408,142	56,371		
	自家用	2,029	1,743	38	286	1,615,467		1,615,467	33,796		
	計	3,419	2,806	38	613	5,023,609		5,023,609	90,167		
	<b>計</b>	<b>4,094</b>	<b>3,411</b>		<b>683</b>	<b>6,862,961</b>	<b>32,000</b>	<b>6,830,961</b>	<b>113,442</b>		
<b>自家用</b>	<b>85,236</b>	<b>68,284</b>	<b>259</b>	<b>16,952</b>	<b>39,045,046</b>		<b>39,045,046</b>	<b>1,038,103</b>			
<b>計</b>	<b>89,330</b>	<b>71,695</b>	<b>259</b>	<b>17,635</b>	<b>45,908,007</b>	<b>32,000</b>	<b>45,876,007</b>	<b>1,151,545</b>			

区 分	新規登録、新規検査、 届出台数、移転登録台 数、自動車検査証(軽 自動車届出済証)の記 入に係る台数	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数	②のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額	バリアフリー 特例に係る控 除額	A S V 特例に 係る控除額	課税標準額 ③-(④+ ⑤)	税 額	
	①	②			③	④	⑤			
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	431	423		8	13,507		13,507	187
		自家用	76,980	65,790	47	11,190	15,019,780		15,019,780	220,479
		計	77,411	66,213	47	11,198	15,033,287		15,033,287	220,666
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	268	95		173	189,370		189,370	2,289
		自家用	24,398	17,870		6,528	6,875,804		6,875,804	131,120
		計	24,666	17,965		6,701	7,065,174		7,065,174	133,409
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	699	518		181	202,877		202,877	2,476
		自家用	101,378	83,660	47	17,718	21,895,584		21,895,584	351,599
		計	102,077	84,178	47	17,899	22,098,461		22,098,461	354,075
総 計	営業用	4,793	3,929		864	7,065,838	32,000	7,033,838	115,918	
	自家用	186,614	151,944	306	34,670	60,940,630		60,940,630	1,389,702	
	計	191,407	155,873	306	35,534	68,006,468	32,000	67,974,468	1,505,620	

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合 計										
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額					
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円						
自動車税環境性能割	普通車	営業用															3	10,922	218	3	10,922	218			
		自家用	13			3	4,413	132	337	617,699	18,460	841	1,888,395	53,043	1,772	4,969,462	128,055	2,152	9,213,508	259,995	5,105	16,693,477	459,685		
	計	13			3	4,413	132	337	617,699	18,460	841	1,888,395	53,043	1,772	4,969,462	128,055	2,155	9,224,430	260,213	5,108	16,704,399	459,903			
	小型車	営業用																							
		自家用	3			1,956	2,641,609	65,326	4,935	8,537,385	252,644	678	1,527,756	30,016	107	277,544	5,688	4	14,724	367	7,680	12,999,018	354,041		
	計	3			1,956	2,641,609	65,326	4,938	8,542,732	252,723	682	1,535,780	30,176	107	277,544	5,688	4	14,724	367	7,687	13,012,389	354,280			
	計	16			1,959	2,646,022	65,458	5,272	9,155,084	271,104	1,519	3,416,151	83,059	1,879	5,247,006	133,743	2,156	9,228,232	260,362	12,785	29,692,495	813,726			
	計	16			1,959	2,646,022	65,458	5,275	9,160,431	271,183	1,523	3,424,175	83,219	1,879	5,247,006	133,743	2,159	9,239,154	260,580	12,795	29,716,788	814,183			
	けん引車	営業用																2	5,679	85	158	2,149,042	23,670		
		自家用	2			1	1,498	45	3	5,407	184	9	18,770	589	15	41,524	610	526	3,208,479	62,841	554	3,275,678	64,269		
		計	2			1	1,498	45	3	5,407	184	9	18,770	589	17	47,203	695	684	5,357,521	86,511	714	5,430,399	88,024		
		営業用																	39	524,208	16,688	39	524,208	16,688	
		自家用																	4	59,828	1,782	4	59,828	1,782	
		計																	43	584,036	18,470	43	584,036	18,470	
		営業用																		39	413,170	8,263	39	413,170	8,263
		自家用	3																1	3,000	90	8	79,600	2,388	
		計	3																1	3,000	90	47	492,770	10,651	
		営業用																				5	7,640	152	
	自家用	1																			389	579,444	17,202		
	計	1																			391	582,440	17,261		
	計	6																			2	2,996	59		
	計	6																			392	583,938	17,306		
	バス	営業用																							
自家用																									
計																									
三輪の小型自動車	営業用																								
	自家用	18	10	7,296	218	3	3,866	116	27	43,801	1,367	1	2,362	70	13	36,944	1,192	210	1,487,902	29,951	264	1,582,171	32,914		
計	18	10	7,296	218	3	3,866	116	27	43,801	1,367	1	2,362	70	17	48,093	1,401	437	4,644,459	83,284	495	4,749,877	86,456			
計	40	10	7,296	218	2	2,996	59	6	9,991	172	4	8,024	160	6	16,828	294	472	6,338,924	106,698	490	6,376,763	107,383			
計	40	10	7,296	218	2,352	3,230,830	82,821	5,533	9,565,108	283,469	1,555	3,494,538	85,434	1,934	5,401,424	137,430	3,021	14,510,004	369,381	14,405	36,209,200	958,753			
計	40	10	7,296	218	2,354	3,233,826	82,880	5,539	9,575,099	283,641	1,559	3,502,562	85,594	1,940	5,418,252	137,724	3,493	20,848,928	476,079	14,895	42,585,963	1,066,136			

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの			100万円を超え150万円以下のもの			150万円を超え200万円以下のもの			200万円を超え250万円以下のもの			250万円を超え300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合計		
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用		千円	千円	1	1,318	26	7	12,189	161									8	13,507	187	
		自家用	303	276,366	5,470	4,756	6,302,970	82,102	4,425	7,257,911	116,216	4	8,309	124	3	7,813	156			9,491	13,853,369	204,068	
		計	303	276,366	5,470	4,757	6,304,288	82,128	4,432	7,270,100	116,377	4	8,309	124	3	7,813	156			9,499	13,866,876	204,255	
	四輪トラック	営業用	3	2,846	57	161	180,534	2,113	1	1,558	31									165	184,938	2,201	
		自家用	2,063	1,898,425	37,881	3,720	4,419,380	82,376	107	167,939	3,355	1	2,305	46						5,891	6,488,049	123,658	
		計	2,066	1,901,271	37,938	3,881	4,599,914	84,489	108	169,497	3,386	1	2,305	46						6,056	6,672,987	125,859	
	三輪車	営業用																					
		自家用																					
		計																					
	計	営業用	3	2,846	57	162	181,852	2,139	8	13,747	192									173	198,445	2,388	
自家用		2,366	2,174,791	43,351	8,476	10,722,350	164,478	4,532	7,425,850	119,571	5	10,614	170	3	7,813	156			15,382	20,341,418	327,726		
計		2,369	2,177,637	43,408	8,638	10,904,202	166,617	4,540	7,439,597	119,763	5	10,614	170	3	7,813	156			15,555	20,539,863	330,114		
総計	営業用	3	2,846	57	164	184,848	2,198	14	23,738	364	4	8,024	160	6	16,828	294	472	6,338,924	106,698	663	6,575,208	109,771	
	自家用	40	2,376	2,182,087	43,569	10,828	13,953,180	247,299	10,065	16,990,958	403,040	1,560	3,505,152	85,604	1,937	5,409,237	137,586	3,021	14,510,004	369,381	29,787	56,550,618	1,286,479
	計	40	2,379	2,184,933	43,626	10,992	14,138,028	249,497	10,079	17,014,696	403,404	1,564	3,513,176	85,764	1,943	5,426,065	137,880	3,493	20,848,928	476,079	30,450	63,125,826	1,396,250

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合計			
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	
自動車税環境性能割	乗用車	普通車		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
		営業用	61																					
		自家用	19,023	440	262,018	7,466	247	195,827	5,537	179	176,656	5,122	144	171,921	4,882	105	145,618	4,061	331	827,418	23,740	1,446	1,779,458	50,808
	計	19,084	440	262,018	7,466	247	195,827	5,537	179	176,656	5,122	144	171,921	4,882	105	145,618	4,061	331	827,418	23,740	1,446	1,779,458	50,808	
	小型車	営業用	87																					
	自家用	17,686	355	211,676	5,710	252	208,871	6,161	218	218,331	6,368	70	83,646	2,222	20	27,457	742	10	16,310	425	925	766,291	21,628	
	計	17,773	355	211,676	5,710	252	208,871	6,161	218	218,331	6,368	70	83,646	2,222	20	27,457	742	10	16,310	425	925	766,291	21,628	
	計	148																						
	けん引車	営業用	36,709	795	473,694	13,176	499	404,698	11,698	397	394,987	11,490	214	255,567	7,104	125	173,075	4,803	341	843,728	24,165	2,371	2,545,749	72,436
	計	36,857	795	473,694	13,176	499	404,698	11,698	397	394,987	11,490	214	255,567	7,104	125	173,075	4,803	341	843,728	24,165	2,371	2,545,749	72,436	
トラック	けん引車	営業用	635	10	5,974	57	7	5,288	33	6	6,101	95	5	5,815	45	2	2,744	42	35	155,013	1,637	65	180,935	1,909
	自家用	3,428	15	9,112	151	11	8,731	164	5	4,990	99	4	4,871	123	2	2,743	85	59	175,871	3,880	96	206,318	4,502	
	計	4,063	25	15,086	208	18	14,019	197	11	11,091	194	9	10,686	168	4	5,487	127	94	330,884	5,517	161	387,253	6,411	
被けん引車	けん引車	営業用	74	4	2,557	26				1	1,068	11						9	36,364	646	14	39,989	709	
	自家用	13	1	530	15													1	1,685	158	2	2,215	173	
	計	87	5	3,087	41					1	1,068	11						10	38,049	804	16	42,204	882	
被けん引車	営業用	34	1	640	13					3	3,107	62						3	9,571	191	7	13,318	266	
	自家用	13																						
計	47	1	640	13					3	3,107	62							3	9,571	191	7	13,318	266	

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
自動車税	トラック	営業用	18	1	578	11																		
		自家用	2,389	20	11,744	333	15	11,157	313	4	4,011	109	2	2,348	70	1	1,349	27	6	10,908	291	48	41,517	1,143
		計	2,407	21	12,322	344	15	11,157	313	4	4,011	109	2	2,348	70	1	1,349	27	6	10,908	291	49	42,095	1,154
	バス	営業用	761	16	9,749	107	7	5,288	33	10	10,276	168	5	5,815	71	2	2,744	42	47	200,948	2,474	87	234,820	2,895
		自家用	5,843	36	21,386	499	26	19,888	477	9	9,001	208	6	7,219	193	3	4,092	112	66	188,464	4,329	146	250,050	5,818
		計	6,604	52	31,135	606	33	25,176	510	19	19,277	376	11	13,034	264	5	6,836	154	113	389,412	6,803	233	484,870	8,713
	三輪の小型自動車	営業用	22																					
		自家用	67	2	1,067	5	3	2,332	47	2	2,023	40	1	1,202	24									
		計	103	4	2,415	72	3	2,176	51															
	特殊用途車	営業用	192	6	3,482	77	6	4,508	98	2	2,023	40	1	1,202	24									
		自家用	2																					
		計	192	6	3,482	77	6	4,508	98	2	2,023	40	1	1,202	24									
環境性能割	営業用	483	30	17,943	152	12	9,106	66	3	3,031	36	4	4,629	41	5	6,826	62	42	198,901	2,472	96	240,436	2,829	
	自家用	969	4	2,528	58	3	2,323	62	1	1,058	21	2	2,259	35	6	8,483	127	6	16,645	579	22	33,296	882	
	計	1,452	34	20,471	210	15	11,429	128	4	4,089	57	6	6,888	76	11	15,309	189	48	215,546	3,051	118	273,732	3,711	
軽自動車税	営業用	1,481	48	28,759	264	22	16,726	146	15	15,330	244	10	11,646	136	7	9,570	104	91	404,167	5,191	193	486,198	6,085	
	自家用	43,626	839	500,023	13,805	531	429,085	12,288	407	405,046	11,719	222	265,045	7,332	134	185,650	5,042	414	1,050,997	29,138	2,547	2,835,846	79,324	
	計	45,107	887	528,782	14,069	553	445,811	12,434	422	420,376	11,963	232	276,691	7,468	141	195,220	5,146	505	1,455,164	34,329	2,740	3,322,044	85,409	
環境性能割	営業用	971		580,658	7,656	638	501,255	7,078	89	83,288	1,653	1	1,210	24										
	自家用	971		580,658	7,656	638	501,255	7,078	89	83,288	1,653	1	1,210	24										
	計	971		580,658	7,656	638	501,255	7,078	89	83,288	1,653	1	1,210	24										
三輪車	営業用	7		3,572	71	1	860	17																
	自家用	576		340,688	6,540	58	44,016	862	2	1,935	38	1	1,116	22										
	計	583		344,260	6,611	59	44,876	879	2	1,935	38	1	1,116	22										
総 計	営業用	1,481	55	32,331	335	23	17,586	163	15	15,330	244	10	11,646	136	7	9,570	104	91	404,167	5,191	201	490,630	6,173	
	自家用	43,626	2,386	1,421,369	28,001	1,227	974,356	20,228	498	490,269	13,410	224	267,371	7,378	134	185,650	5,042	414	1,050,997	29,138	4,883	4,390,012	103,197	
	計	45,107	2,441	1,453,700	28,336	1,250	991,942	20,391	513	505,599	13,654	234	279,017	7,514	141	195,220	5,146	505	1,455,164	34,329	5,084	4,880,642	109,370	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。  
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和4年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和4年度に取得したものを記載した。



(2) 自動車税種別割に関する調

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末	
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちブラ	現在	
	登録台数	現在台	非課税	課税	免除	②-③	の構成	ーによる	軽減の	軽減の	ーによる	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	課税	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	④+⑤	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	千円	
乗用車	1,000cc 以下	15	15			15					1	1		114				9		18								18	5	124
	1,000cc 超 1,500cc 以下	457	457			457		50	49	1	8	6	2	3,596		123	5	58	19	488							490		3,729	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,592	1,565			1,565					539	539		15,622				5,875		1,514							1,492	1	15,336	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	30	27			27					8	3	5	389				47	79	30							27		389	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	164	163			163					64	32	32	2,706				577	576	166							165		2,674	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2			2					2	2		41				41		2							2		41	
	3,500cc 超 4,000cc 以下																													
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4			4					4	4		108				108		4							4		108	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	2	2			2					2	2		62				62		3							3		62	
	6,000cc 超																													
小計	2,266	2,235			2,235		50	49	1	628	589	39	22,638		123	5	6,777	674	2,225							2,201	5	1	22,463	
乗用車	1,000cc 以下	27,916	27,604	38	10	1,111	26,445	53			2,507	2,507		790,027	432			84,987		26,275	38	11	1,151	1,151		24,858	504	4	769,416	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	136,285	134,156	358	86	5,827	127,885	1,208			26,500	26,496	4	4,515,740	10,233			1,049,242	158	126,089	344	82	6,050	6,050		118,164		35	4,362,103	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	111,817	107,941	759	136	4,206	102,840	2,526			26,921	26,692	229	4,156,638	35,678			1,211,817	10,397	104,635	732	124	4,371	4,369		96,330	868	4,015,929		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	47,977	45,963	241	12	1,156	44,554	868			14,911	14,574	337	2,046,033	16,216			719,063	15,879	45,141	239	14	1,207	1,207		41,906		1,980,001		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	10,624	9,702	59	122		9,521	312			6,057	4,463	1,594	503,958	5,836			251,362	90,004	9,611	59	118				8,569	3	478,617		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	6,094	5,791	11	2		5,778	207			2,729	2,570	159	340,714	3,933			165,608	10,242	5,628	9	1				5,339		327,162		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	1,967	1,690	2			1,688	44			532	531	1	112,614	836			39,479	76	1,866	2					1,607		110,532		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	1,044	882	3			879	16			719	711	8	72,704	304			60,863	703	936	3					782		68,648		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,405	1,336	6			1,330	8			506	506		120,649	176			50,163		1,353	5					1,277		117,584		
	6,000cc 超	66	66				66				22	22		7,646				2,807		71							71		7,575	
小計	345,195	335,131	1,477	368	12,300	320,986	5,242			81,404	79,072	2,332	12,666,723	73,644			3,635,391	127,459	321,605	1,431	350	12,779	12,777		298,903	504	910	12,237,567		
乗用車	1,000cc 以下	14,452	14,452	16	2	443	13,991	33	33					349,164				214		18,579	25	3	571	571		17,954	214	398,766		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	21,100	21,100	33	7	572	20,488	10	10					624,659				80		29,917	61	10	744	744		29,051		738,936		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	13,551	13,551	97	7	321	13,126	18	18					472,050				162		18,866	131	12	447	447		18,254	23	548,172		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	5,262	5,262	19		133	5,110	164	164					216,962		1,804				7,157	30		170	170		6,946		248,234		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	1,051	1,051	10	5		1,036							51,104						1,508	11	12				1,486		60,941		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	216	216	6			210							11,753						404	6					397		14,716		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	150	150				150							9,782						184						184		10,937		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	17	17				17							1,284						21						21		1,365		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	32	32				32							2,784						39						39		2,914		
	6,000cc 超	4	4				4							440						6						6		596		
小計	55,835	55,835	181	21	1,469	54,164		225	225				1,739,982				2,260		76,681	264	37	1,932	1,932		74,338	214	23	2,025,577		
計	403,296	393,201	1,658	389	13,769	377,385	5,242	275	274	1	82,032	79,661	2,371	14,429,343	73,644	2,383	5	3,642,168	128,133	400,511	1,695	387	14,711	14,709	375,442	723	934	14,285,607		

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末
	現在	現在台	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	現在	
	登録台数	数	台数	台数	台数	②-③	の構成	による	の軽減	の軽減	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	
トラック・貨客兼用車を除く	1トン以下	187	184			184					44	11	33	千円	1,222				千円	234	196								千円	
	1トン超2トン以下	1,285	1,263			1,263					492	2	490	千円	11,810				千円	4,851	1,259								千円	
	2トン超3トン以下	1,540	1,523			1,523					498	1	497	千円	18,874				千円	6,560	1,553								千円	
	3トン超4トン以下	763	755			755					393		393	千円	11,915				千円	6,485	728								千円	
	4トン超5トン以下	75	75			75					37		37	千円	1,454				千円	751	73								千円	
	5トン超6トン以下	57	56			56					25		25	千円	1,287				千円	605	50								千円	
	6トン超7トン以下	169	165			165					70		70	千円	4,383				千円	1,960	171								千円	
	7トン超8トン以下	184	180			180					77		77	千円	5,533				千円	2,495	179								千円	
8トン超	3,789	3,751			3,751					1,237		1,237	千円	194,117				千円	69,363	3,793								千円		
トラック・貨客兼用車を除く	1トン以下	4,996	4,826	36		4,781	1				2,329	768	1,561	千円	40,135	32			千円	13,737	4,946	36		11	11		2	4,730	39,771	
	1トン超2トン以下	22,380	21,925	169		21,711	1				16,002	111	15,891	千円	267,299	32			千円	200,227	21,985	165		48	48			21,329	264,823	
	2トン超3トン以下	6,113	6,041	71		5,970	3				3,359		3,359	千円	100,918	71			千円	59,118	6,197	71						6,055	101,241	
	3トン超4トン以下	5,092	5,018	77		4,940	4				2,801	2	2,799	千円	106,869	79			千円	62,977	5,125	76		1	1			4,979	106,282	
	4トン超5トン以下	465	459	8		451	4				254		254	千円	12,088	54			千円	7,112	474	8						461	12,077	
	5トン超6トン以下	212	212	7		205					113		113	千円	6,489				千円	3,729	218	7						210	6,537	
	6トン超7トン以下	363	363	14		349					216		216	千円	12,971				千円	8,316	369	13						354	12,832	
	7トン超8トン以下	402	398	1		397	1				213		213	千円	16,897	8			千円	9,479	409	1						405	16,714	
8トン超	1,848	1,831	5		1,826	4				1,052		1,052	千円	112,521	55			千円	67,604	1,896	5						1,874	112,070		
小計	49,920	49,025	388		48,582	18				29,212	895	28,317	千円	926,782	331			千円	8,313	525,603	49,621	382		60	60		48,302	921,087		
トラック・貨客兼用車を除く	けん引車	1,008	1,004			1,004					235		235	千円	15,513				千円	3,901	1,020							1,010	15,432	
	小計	130	129			129				62		62	千円	2,781				千円	1,401	117							123	2,767		
	小計	1,138	1,133			1,133				297		297	千円	18,294				千円	5,302	1,137							1,133	18,199		
	けん引車	8	8			8								千円	60				千円		9						9	60		
	小計	914	910			910								千円	61,397				千円		920						908	61,793		
	けん引車	9	7	1		6								千円	32				千円		12	1					9	37		
	小計	44	42	10		32								千円	326				千円		42	9					31	323		
	小計	141	138			138								千円	11,552				千円		131						136	11,857		
小計	1,116	1,105	11		1,094								千円	73,367				千円		1,114	10					1,093	74,070			
貨客兼用車	1,000cc以下																													
	1,000cc超1,500cc以下	78	75			75					45	45		千円	890				千円	554	82	2					79	879		
	1,500cc超	187	171			171					75	14	61	千円	2,349				千円	196	877	190	9				169	2,304		
	1,000cc以下	7	7	1		6					3	3		千円	83				千円	44	8	1				3	7	89		
	1,000cc超1,500cc以下	7,854	7,783	77	2	29	7,675	2			975	909	66	千円	111,104	15			千円	14,271	1,036	8,158	74	34	34		7,988	113,415		
1,500cc超	20,268	19,698	375	9	119	19,195	14			7,540	1,231	6,309	千円	325,901	277			千円	21,715	114,205	20,446	378	129	129		19,414	326,828			
小計	28,394	27,734	453	11	148	27,122	16			8,638	2,202	6,436	千円	440,327	292			千円	36,780	116,118	28,884	453	11	163	163	27,657	443,515			
計	80,568	78,997	852	11	203	77,931	34			38,147	3,097	35,050	千円	1,458,770	623			千円	45,093	647,023	80,756	845	11	223	223	78,185	1,456,871			

区分	賦課期日	②の	②の	②の	差引	⑥のうち	⑥のうち	⑧のうち	⑧のうち	⑥のうち	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在 現在台 登録台数①	うち 非課税 台数③	うち 課税 免除 台数④	うち 減免 台数⑤	②-③ +④+⑤ ⑥	合衆 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	ちグリ ーン化 による 軽課の 適用を 受けた もの ⑧	ち75% 軽減の もの ⑨	ち50% 軽減の もの ⑩	ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの ⑪	ガソリン 車又はL PG車 ⑫	ちディ ーゼル 車 ⑬	現在 ⑭	⑭に係る ⑮	⑭に係る ⑯	⑭に係る ⑰	⑭に係る ⑱	⑭に係る ⑲	現在 登録台数 ⑳	現在 非課税 台数㉑	現在 課税免 除台数 ㉒	現在 減免 台数 ㉓	㉔のうち ち身体 障害者 等に係 るもの ㉕	年度末 現在 課税 台数 ㉖	㉗のうち ち電気 を動力 源とす るもの ㉘	㉙のうち ち天然 ガスを 動力源 とする もの ㉚	㉛のうち ちプラ グイン ハイブ リッド 車 ㉜	年度末 現在 課税 台数 ㉝		
営業用	30人以下	90	90		90								千円 1,080	千円	千円	千円	千円	89			17							千円 866		
	30人超40人以下	48	48		48								696					47			1							46	670	
	40人超50人以下	63	63		63								1,103					56			9							47	896	
	50人超60人以下	352	352	121	231								4,620					341	119		72							154	2,991	
	60人超70人以下	62	62	8	54								1,215					60	8		22							30	688	
	70人超80人以下	181	181	124	57								1,453					175	118		21							37	941	
	80人超	6	6		6								174					6			2							4	116	
	小計	802	802	253	549								10,341					774	245		144							391	7,168	
	30人以下	232	230		230					138		138	6,454					4,016	246										243	6,557
	30人超40人以下	39	39		39					23		23	1,321					810	43										43	1,354
40人超50人以下	115	114		114					80		80	4,636					3,344	125										123	4,681	
50人超60人以下	335	334		334					178		178	15,479					8,615	341										338	15,526	
60人超70人以下	68	68		68					34		34	3,604					1,887	71										71	3,721	
70人超80人以下	2	2	1	1					1		1	63					63	11	10								1	63		
80人超																														
小計	791	787	1	786					454		454	31,557					18,735	837	10									819	31,902	
自家用	30人以下	1,601	1,583	193	236				546	22	524	39,884				799	19,021	1,572	198	229								1,131	39,276	
	30人超40人以下	60	59	18	15				13		13	1,119					586	55	16	15								22	1,061	
	40人超50人以下	185	183	113	1				44		44	3,597					2,372	182	114	1								65	3,596	
	50人超60人以下	76	73	31	42				35		35	2,593					2,195	69	28									40	2,559	
	60人超70人以下	19	19	8	11				4		4	747					288	20	8									12	807	
	70人超80人以下	5	5	2	3				3		3	244					244	4	2									2	170	
	80人超	6	6	2	4				4		4	365					365	6	2									4	365	
小計	1,952	1,928	367	252	1,309				649	22	627	48,549				799	25,071	1,908	368	245							1,276	47,834		
計 C	3,545	3,517	621	252	2,644				1,103	22	1,081	90,447				799	43,806	3,519	623	245	144						2,486	86,904		
三輪の 小型自動車	営業用																													
	自家用	17	16		16				16	16	16	124					124	17										16	124	
特種用途車	営業用	5,300	5,262		108	5,154			1,337	144	1,193	191,176					1,527	43,266	5,333		117	117						5,194	191,293	
	自家用	14,612	14,396	2,400	317	1,776	9,903	7	5	5	4,731	471	4,260	206,096	136	25		14,120	101,754	14,634	2,429	292	1,868	1,868			9,961	205,739		
計 E	19,912	19,658	2,400	317	1,884	15,057	7	5	5	6,068	615	5,453	397,272	136	25		15,647	145,020	19,967	2,429	292	1,985	1,985			15,155	397,032			
合計 A+B+C+D+E	507,338	495,389	5,531	969	15,856	473,033	5,283	280	279	1	127,366	83,411	43,955	16,375,956	74,403	2,408	5	3,703,831	963,982	504,770	5,592	935	17,063	16,917		471,284	728	934	16,226,538	

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和4年3月10日付け総務部第 号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和4年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。また、令和5年3月9日付け総務部第8号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和5年4月以降に抹消処理等を行った車両については「年度末現在登録台数」欄から除いている。

2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在 課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑩のうち⑩に係る調定額」、「⑩のうち⑩に係る調定額」、「⑩のうち⑩に係る調定額」及び「⑩のうち⑩に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。

7 「㉔のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。

9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

## 8 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             試掘鉱区 {              採掘鉱区 {           </div>	石油又は天然ガス鉱区以外 石油又は天然ガス鉱区			百メートル		百メートル	千円
	41	5,001			41	5,018	2,007
砂鉱を目的とす る鉱業権の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             {              {           </div>	法第180条第1項第 2号に規定する鉱区 法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区			千メートル		千メートル	
合 計	41				41		2,007

# 9 狩 獵 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 獵 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
狩 獵 税 関 係	第一種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	267	千円 3,351	
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	30	246
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	97	795
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	140	2,310
		所得割額の納付を要しない者		23	165
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	4	22
		⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	12	66
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	7	77
	課税免除		604		
	⑪ 法附則32条第1項に該当するもの		597		
	⑫ 法附則32条第2項に該当するもの		7		
	網獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		3	25
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	3	25
		所得割額の納付を要しない者		1	3
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
	課税免除		11		
	㉓ 法附則32条第1項に該当するもの		11		
	㉔ 法附則32条第2項に該当するもの				
	わな獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		43	312
		⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		㉒ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
		㉓ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	9	37
		㉔ 上記に該当しないもの	8,200円	33	271
		所得割額の納付を要しない者		1	5
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉙ 上記に該当しないもの	5,500円	1	5
	課税免除		187		
㉚ 法附則32条第1項に該当するもの		183			
㉛ 法附則32条第2項に該当するもの		4			
第二種銃獵免許に係る登録	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
	㉒ 法附則32条第1項に該当するもの		7		
	㉓ 法附則32条第2項に該当するもの				
	㉔ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3	
	㉕ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	2	5	
	㉖ 上記に該当しないもの	5,500円	9	49	
① ~ ㉚ の 合 計			1,159	3,918	

# 10 軽油引取税に関する調

## (1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量	・	件 数	
引 取 数 量 ①	575,257			キロリットル
課 税 対 象 と な ら ない 数 量 ②	160,893			
差 引 ①-② ③	414,364			
欠 減 量				
特 約 業 者 分 1/100	3,662			
元 売 業 者 分 0.3/100	144			
計 ④	3,806			
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	410,558			
申 告 納 付 等 の 分				
燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】				
軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】				
炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】				
みなす課税された軽油の消費・譲渡額(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】				
みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) 【課税対象とならない数量】	2,827			他
計 ⑥	1,287			
【課税対象とならない数量の計】 ⑦	2,827			
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,540			
合 計 ⑤+⑧	412,098			
特 別 徴 収 義 務 者 数 等				件
元 売 業 者				
本 店 の 数	18			
事 務 所 等 の 数	14			
特 約 業 者				
本 店 の 数	44			
事 務 所 等 の 数	289			
計	44			
本 店 の 数	150			
事 務 所 等 の 数	303			
仮 特 約 業 者				
本 店 の 数				
事 務 所 等 の 数				
そ の 他 の 者				
本 店 の 数				
事 務 所 等 の 数				

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達))に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和5年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

## (2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 油 者 等 数	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
		キロリットル		千円		千円		千円		千円
法第百四十四条の五										
輸 出										
課 税 済	47	57,862								
小 計 A	47	57,862								
法第百四十四条の六										
石油化学製品製造業										
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項										
船 舶	2,349	37,125	4	88			1	44		
自衛隊(機械等)	6	487								
鉄道事業又は軌道事業	6	5,033								
農業等	6,736	19,636								
林業等	74	5,252	1	24						
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	10	160								
生コンクリート製造業										
鉱物の掘採事業	52	11,168								
とび・土工工事	1	98								
鉱さいバラス製造業										
港湾運送業	4	1,174								
倉庫業	6	136								
貨物利用運送事業	1	1								
鉄道貨物積卸業										
航空運送サービス	5	45								
廃棄物処理事業	11	161								
木材加工業	30	556								
木材市場業	2	15								
パークたい肥製造業	1	143								
索道事業	10	215								
小 計 B	9,304	81,405	5	112			1	44		
法附則第十二条の二の七第五項関係										
法附則第十二条の二の七第六項関係										
アメリカ合衆国軍隊関係	3	21,626								
外国公館等の暖房用ボイラー関係										
合 計 A+B+C+D+E+F	9,354	160,893	5	112			1	44		

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和5年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和5年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

# 11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 ① - ② ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額				
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 徴 収 ④		差 押 徴 収 ⑤		
											件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
現 年 課 税 分	法人県民税	32,236	2,517,306	28,141	2,401,419	4,095	115,887	3,876	110,855	2	40				
	法人事業税	17,450	26,690,424	14,960	25,978,761	2,490	711,663	2,439	705,815	1	7				
	個人事業税	11,539	1,052,427	10,300	960,380	1,239	92,047	1,157	84,663	1	387				
	不動産取得税	15,543	1,849,867	14,230	1,743,196	1,313	106,671	1,222	99,749						
	自動車税	18,288	1,151,545	18,288	1,151,545		614,213								
	環境性能割				9,960										
	自動車税 種別割	502,116	16,226,538	446,049	14,927,762	56,067	1,298,776	54,209	1,230,275	32	1,361				
	軽油引取税	1,824	13,228,347	1,454	7,476,163	370	5,752,184	370	5,752,184	230	5,272,350				
	その他の県税	10,647	22,746,984	10,623	22,740,964	24	6,020	24	6,020						
	計 A	609,643	85,463,438	544,045	77,380,190	937,890	65,598	230	8,083,248	5,272,350	63,297	230	7,989,561	5,272,350	36
滞納繰越分 B	3,248	181,069				3,248	181,069	850	58,313	71	3,630				
合計 A + B	612,891	85,644,507	544,045	77,380,190	937,890	68,846	230	8,264,317	5,272,350	64,147	230	8,047,874	5,272,350	107	5,425

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額		
	差 押 徴 収 ⑤		②+④+⑤		⑦		⑧		①-⑥+⑦-⑧		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	22	421	32,041	2,512,735			11	340	184	4,231
	法人事業税	5	144	17,405	26,684,727					45	5,697
	個人事業税	6	239	11,464	1,045,669					75	6,758
	不動産取得税	8	419	15,460	1,843,364					83	6,503
	自動車税			18,288	1,151,545						
	環境性能割										
	自動車税 種別割	487	18,490	500,777	16,177,888			3	88	1,336	48,562
	軽油引取税			1,824	13,228,347						
	その他の県税			10,647	22,746,984						
	計 A	528	19,713	607,906	85,391,259			14	428	1,723	71,751
滞納繰越分 B	445	20,092	1,366	82,035			234	18,217	1,648	80,817	
合計 A + B	973	39,805	609,272	85,473,294			248	18,645	3,371	152,568	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和5年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

## 12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	89	6,167
換 価 猶 予 額 ②	46	9,925
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	40	3,333
徴 収 猶 予 額 ④	16	3,130
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	61	1,629
⑥のうち参加差押に係るもの		120
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	3,119	128,384
計	3,371	152,568

- (注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。  
 2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

## 13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						計
	過 疎 法	企 業 立 地 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	904			5,452	233		6,589
不 動 産 取 得 税	7,037		29,501	13,313	27,605		77,456
固 定 資 産 税 ( 特 例 分 )							
計	7,941		29,501	18,765	27,838		84,045



# 14 地方税に関する争訟に関する調

## (1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外										
	1	1	2	1	1				2	
	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>				<b>2</b>	

## (2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由別内訳					当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳				
				28以前	29	30	R1	2	3		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴		敗訴	1 審	2 審	3 審	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 その他																					
	1		1						1												
	<b>1</b>		<b>1</b>						<b>1</b>												

## 15 犯 則 事 件 に 関 す る 調

区 分	前年度からの繰越件数		犯則摘発		通告処分			通告履行		告 発			不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数						
	処未	分済	履未	行済	件数	左の脱税額	千円	件数	左の脱税額	千円	千円	告 発		件数	左の脱税額	千円	件数	件数	処未	分済	履未	行済	
												件数	左の脱税額										千円
軽油引取税						千円			千円		千円				千円								
	法144条の22																						
	〔両罰規定による行為者に対するもの〕																						
	法144条の25																						
	〔両罰規定による行為者に対するもの〕																						
	法144条の33第1項																						
	〔両罰規定による行為者に対するもの〕																						
	法144条の33第2項																						
	〔両罰規定による行為者に対するもの〕																						
	法144条の33第3項																						
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
法144条の41第1項																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
法144条の41第2項																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
その他の罪																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
計																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
その他の税																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
合計																							
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							

## 16 延滞金等に関する調

### (1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	7,115	1,010
金 額	82,406 千円	5,634 千円

### (2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	53	548	61	1,102	256	20,329	370	21,979
ゴ ル フ 場 利 用 税							0	0
軽 油 引 取 税							0	0
そ の 他	1	12	5	14			6	26
<b>計</b>	<b>54</b>	<b>560</b>	<b>66</b>	<b>1,116</b>	<b>256</b>	<b>20,329</b>	<b>376</b>	<b>22,005</b>

## 17 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
税収入	予 算 額 (イ)	142,662,839	145,305,405	144,586,888	152,067,039	146,448,240		
	調 定 額 (ロ)	144,854,136	147,671,560	148,191,472	153,932,428	148,198,735		
	収 入 額 (ハ)	142,930,479	145,874,817	146,191,197	152,435,844	146,864,644		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	575,357	586,097	580,183	596,827	599,286	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	24,592	26,876	22,161	23,349	26,734
			税 務 特 別 手 当	1,204	1,078	842	740	742
			そ の 他 の 手 当	284,097	290,645	293,583	294,507	297,862
		小 計	309,893	318,599	316,586	318,596	325,338	
	そ の 他 の 人 件 費	208,384	207,647	217,047	205,218	207,762		
	計 A	1,093,634	1,112,343	1,113,816	1,120,641	1,132,386		
	旅 費 B	7,078	6,245	1,902	1,983	3,781		
	需 用 費	需 用 費	59,585	64,829	61,642	63,648	63,997	
		通 信 運 搬 費	54,752	53,662	51,003	50,653	50,417	
備 品 購 入 費		3,789	201	186	150	291		
そ の 他		45,082	45,142	44,020	47,491	58,303		
計 C	163,208	163,834	156,851	161,942	173,008			
徴 収 費 取 扱 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,879,191	1,888,143	1,893,613	1,885,591	1,864,128		
	内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,818,251	1,822,039	1,826,874	1,815,324	1,794,856	
		払 込 金 額 分	689	455	391	444	421	
		そ の 他	60,251	65,649	66,348	69,823	68,851	
	地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	80,003	90,902	87,076	81,316	70,882		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,796	2,791	2,699	2,714	2,681		
	特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金 等	341,152	343,131	328,472	327,205	337,076		
	内 訳	特 別 地 方 消 費 税						
		ゴ ル フ 場 利 用 税						
	軽 油 引 取 税	341,152	343,131	328,472	327,205	337,076		
そ の 他	2,142	2,196	2,130	1,930	2,066			
計 D	2,305,284	2,327,163	2,313,990	2,298,756	2,276,833			
合 計 (ニ)	3,569,204	3,609,585	3,586,559	3,583,322	3,586,008			

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	%	%	%	%	%	
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.50	2.48	2.48	2.36	2.45
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	2.46	2.44	2.42	2.33	2.42
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.50	2.47	2.45	2.35	2.44
徴税吏員等数	吏 員 (ホ)	170	169	166	171	171
	会計年度任用職員等	9	10	10	9	9
徴税吏員1人当たり徴税額	$\frac{(ハ)}{(ホ)}$	千円 840,768	千円 863,165	千円 880,670	千円 891,438	千円 858,858
徴税吏員1人 当たり徴税費	人 件 費 (含旅費) $\frac{A+B}{(ホ)}$	6,475	6,619	6,721	6,565	6,644
	物 件 費 (含徴収取扱費等) $\frac{C+D}{(ホ)}$	14,520	14,740	14,885	14,390	14,327
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	20,995	21,358	21,606	20,955	20,971
県 税 部 等 数	6	6	6	6	6	

- (注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、会計年度任用職員等については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。  
2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。  
3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び会計年度任用職員等のため支出した人件費等を記載した。

## 18 税務機構に関する調

### 事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本 庁	人 17	人 1	人 2	人 -	人 2	人 -	人 1	人 -	人 22	人 1
事 務 所 等	24		54	1	14	2	57	5	149	8
計	41	1	56	1	16	2	58	5	171	9